

平成31年 3月13日 予算特別委員会 議事録

9時59分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 西村 一啓

副委員長 田中 実穂

委員 末広 和基、和田 芳弘、細川 雅子、寺岡 公章、山本 孝三

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○西村委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

改めてお願いしておきたいと思います。質疑、答弁は本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。発言に際しては、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をお願いしたいと思います。挙手がない場合は、2回目の質疑、3回目の質疑として進めていきますので、質疑がございましたら素早く挙手をお願いいたします。

審査の前に、3月11日の予算特別委員会で資料要求をされた件について、執行部より資料の提出がございました。各議員のレターボックスに配付しております。またサイドブックにも資料は掲載しておりますので、御確認ください。委員の皆様にはテーブルの上を用意しておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、平成31年度一般会計予算の審査を続行いたします。

第2款総務費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 おはようございます。2点ほどお願いします。52ページの集会所建設等補助金と、それと62ページの参議院議員選挙事務の報酬です。この2点ほどお願いします。

集会所建設等補助金ですが、これはどこへ建てる予定なんですかね。

○西村委員長 どうぞ。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 集会所建設等補助金につきましてということで御説明させていただきます。元町3丁目の公民館と、谷和集会所の修繕事業に対する補助金でございます。

以上です。

○和田委員 ありがとうございます。

それでは次へいきます。62ページ、ことし4年に1回の参議院議員、県議会議員と市議会議員と3つの選挙が重なっておりますが、各選挙の立ち会人報酬の金額がみなばらばらなんです、同じ地域で選挙するのにどうしてこういう差が出るのか聞きたいんですが。

○西村委員長 三浦選挙管理委員会事務局局長補佐。

○三浦選挙管理委員会事務局局長補佐兼選挙係長 立会人の謝礼につきましては、選挙ごと

に選挙期間に差がございまして、例えば市議会議員選挙ならば告示が1週間前、告示の翌日から期日前投票が行われまして、その期日前投票で立会人が必要になります。期日前投票の期間の違いによりまして、立会人の報酬に差がございまして、

以上です。

○和田委員 ありがとうございます。わかりました。ありがとうございます。終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 私も2点ほど伺いたいんですけども、46ページの市ホームページ管理システム使用料の件と、同じページの庁舎等管理事務について伺います。

まずホームページの方なんですけれども、改良を重ねてくださって随分見やすいものができ上がっていると思います。市内外に問わず利用される方は多いんじゃないかなと喜んでおります。ありがとうございました。ちょっと細かいこと、いや、細かくもないんですけど、使うほうとして非常に困っているのが、行事予定、イベントカレンダーをつくってくださっています。大変便利なものなんですけど、なぜか市長部局のものと教育委員会のものが全然違うページにあって、市のものはトップに近いところにあるけど、教育委員会、生涯学習課も含めて、そのものは教育委員会に一旦入らないとなかなかとどりに着けないような仕組みになっているんですよ。詳しい人であれば容易にその辺は使い分けると思うんですけど、一般的な市の行事ということで考えたときに、こうやって2つに分けている理由というのがわからないんですけど、何か理由があるんでしょうか。

○西村委員長 山田企画係長。

○山田企画財政課課長補佐兼企画係長 ホームページの件でございます。御指摘いただきましてありがとうございます。平成28年度からホームページの改修をしまして、各課それぞれで編集をして掲載をするという形に今なっております。そうやって取り組みをする中で研修等も行っておりますが、どうしても取り扱いする職員のスキルというところも少しありまして、以前でも実際に行事はホームページに載っているんだけど、カレンダーには載っていないとかいう問題もありまして、そういう場合は市広報に掲載するものについては、市広報の構成の際にホームページにも載せているかとか、イベントカレンダーに掲載するようにという中でチェックをするようにして、少しずつ改善をしてきているところなんですけど、今おっしゃった教育委員会の部分が個別のものがあって大変わかりにくいという御指摘ですので、教育委員会のものについても統一のイベントカレンダーのほうに載せて、教育委員会でも個別に載せるとか、そういった形で改善を考えたいと思っております。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。仕組みの問題で不得手な皆さんもいらっしゃるかもしれませんが、工夫をお願いしたいと思います。別個につくる必要はないと思うんですよ。市の行事ということで、住民の皆さん、市内外から見られると思いますので、工夫をしていただけたらと思います。ありがとうございます。

もう一つが、同じページの庁舎等管理事務なんですけれども、1年半前の決算特別委員会でドローンを買ってほしいという発言をさせていただきました。恐らく担当部署

のほうで協議をされて、今は必要ないんじゃないかなという状況であるのではないかなと思うんですけども、あれから1年半たって、それが長いのか短いのかはともかくとして、随分このドローンの活用というのがほかの市町村でも民間でも、小さな団体でも随分市民に認知されてきているかなと思います。この間びっくりしたのが、市が後押ししている、あるお祭りの1ブースの景品でドローンが当たるというのを知りまして、屋内で使うようなおもちゃだと思うんですけども、これまでに、市の職員において、有用性というか、可能性というか、面白さというか、そういったところをわかっておられるのであれば、やっぱり市としてもう一度検討してみられてはいかがかなと思いました。予算特別委員会で、きょうも教育長が前で小学校の航空写真を模したクリアファイルを私たちに見えるところに置いてるんですよ。こういう写真もふだんから市がドローンを持っとったら記念のときだけじゃなくて、子供たちが喜べるような、うわあ、これは高いと上から見えるような、こんなのできるんじゃないかと思います。前回意見交換をした中で、災害時や土木のことも含めて、いろいろ汎用性が非常に高いんじゃないかなと思います。1年半たちましたがいかがですかね。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 決算特別委員会の御質問の後、各課のほうに調査をいたしまして、活用方法について照会したんですが、使用頻度とか、それからその規模、ドローンを扱う技術などもやはり必要ということで、そういう部分で今の大竹市の状況ではそういったものを業者へ委託する方がいいだろうという判断で見送ったという経緯がございます。その後、ドローンもいろいろ開発されてきております。市で必要な使い方というのが、今の御質問にあった小学校の上から撮るようなものはある程度技術的な部分も必要なんだろうと思います。ただその辺で一緒に歩きながら動くようなドローンとか、そういうものであれば、また使い方もあるんでしょうけれども、それが市にとってどういう使い方があるのかというのを精査をしないといけないと思っております。その辺はまた追って調査をしながら必要な時期を見定めたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。使用頻度とか使い方というのは、今まで所有していなかったからなかなかイメージが膨らんでこないかなと受けとめます。ですので皆さん方がどういう使い方をされるかというのは、本当にいろいろな使い方ができると思いますので、しっかりまたイメージを膨らませていただいて、テレビとかネットの動画とかでもドローンを使ったものがたくさんあると思うので、こういう使い方が市でできるなというのは比較的皆さんイメージを持ちやすくなるかなと思いますので、拒絶をしないような感じで検討していただけたらと思います。1年半前にこの質問をさせていただいたときの課長さんのキラキラした目が忘れられなくて質問させてもらいました。引き続きよろしく願いします。終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。よろしくお願ひします。済みません、私たくさんあるので。まず53ページの協働のまちづくり推進事業、次にページから順番に行くと、59ページの戸籍住民基本台帳事務ですが、ここは支所のことでお尋ねいたします。それから60ページの離島における公的証明書交付事業の状況、あと選挙管理委員会費についてと監査委員費についてお尋ねいたします。

まず53ページの協働のまちづくり推進事業のことでお尋ねいたします。ここで2点ほどあるんですけども、100万円を半分ずつ保険料50万円と、市民活動助成金50万円となっています。これは確か保険料については平成30年度から始まった事業だと思いますが、この利用実績がどのようになっているのかと、あと今年度はどの程度の団体数を期待しているのかをお尋ねいたします。

○西村委員長 川村さん。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 市民活動保険のことについてお答えさせていただきま。こちらのほう、平成30年度からスタートということで、実際に保険の対象になってしまった、不幸にして事故にあったという形なんですけども、それが実績ということではよろしいでしょうか。実際に数件ありました。大きな事故ではないんですけどもということ。

あと登録の団体数ですけども、大竹市自治会連合会という大きな組織がありますけども、そういったものも含めて9団体、その関係の組織がいろいろあります。自治会連合会であれば各自治会もあります。そういったものを含めましたら、大体もう90を超える団体数ということになっております。平成31年度も同じような形で保険の制度を進めていくんですけども、登録団体数は今後もふやしていきたいという思いはありますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 数件あったということで、本当はないほうが一番いいのが保険ですから、残念ではあるんですけども役に立ったということですよ。自治会連合会に入っているということで相当数ということにはなるとは思いますが、これはこの保険料の事業を始めたのは、各団体でそれぞれ負担するのが大変だからということだったと思うんですけども、どの程度そういった各団体の予算面での寄与というか、あの辺は計算してみたことはありますか。今まで別個に各団体が負担していた保険料が、その分軽くなったわけですよ。それはどのくらい軽くなったか計算してみたことはありますか。

○西村委員長 川村係長。

○川村自治振興課自治振興係長 こちらのほうで把握しておりますのが、今まで自治会活動保険というものに入っておりましたけども、恐らく委員さんも御存じかと思ひますけども、各自治会のほうで世帯当たり幾らかという形で集めていました。これが自治会連合会規模になりましたら、年額で170万円かそのくらいだったと思うんですけども、そういったものが平成30年度から市の保険に切りかわるのであれば、二重にかけることは必要ないということで、それをやめられましたので、そちらの数字がこちらでつかんでいる数字でござ

います。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 わずか50万円の保険料でそれだけほかのところが軽くなったということだったら大変効果があったことと思います。ただ、自治会連合会以外の財政力のない市民団体がまだまだあると思いますし、この後、市民活動助成金のほうにもつなげたいと思うんですけども、もう少し期待値が大きいような気がするんですけども、特に平成31年度、このぐらいの団体には入ってほしいという目標を持っておられますか。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 具体的な数字は持っていないんですけども、単純に倍以上にはしたいと思っています。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 目標は大きく。いろんな接点があると思いますので、まだ何か私も幾つか活動団体の方を存じ上げているんですけど、知らない方が多いんですよ。まだ啓発が足りないんじゃないかと思っていますので、そこに力を入れたら大変助かると思いますので頑張ってください。お願いいたします。

では、すぐ下の市民活動助成金のほうに移ります。この制度が始まって8年ぐらいですかね。3月の市広報で紹介していただいております、平成28年と平成29年度の助成団体ということで紹介いただいております。ただ気になったのが、平成31年度予算で、地域福祉担い手育成事業の枠が拡充されるということなんですけども、そういった福祉関係、高齢者福祉、障害者福祉の関係の団体も結構ここに入っているのかなと思って、その辺のすみ分けについて担当課とどのように話しているのかということと、あとやっぱりこれは3年限定の最初のステップアップじゃなくて、最初は5万円が3年間という限定ですので、そこから自立につなげる支援が必要かと思いますが、それはどのような工夫をしておられるのか教えてください。

○西村委員長 伊崎自治振興課長。

○伊崎自治振興課長 今、委員御指摘のとおり、地域福祉担い手育成事業のほうとすみ分けという形になるかと思っています。その内容によって地域福祉担い手育成事業のほうを使っただけの場合と、こちらの場合とがあらうかと思うんですけども、そこらあたりにつきましては、両課のほうで協議をする形になるかと思うんですけども、いずれにいたしましても、どちらか一つしか使えないというところがございますので、そこら辺は注意して進めてまいりたいと思います。

あとスタート支援が3年間ということで、それ以後のことでございます。本来の趣旨からいたしますと、このスタート支援というところでまず御自分のところ、各団体で体力をつけていただいて、その上で軌道に乗るまでの支援という形になるかと思っています。そこらあたりをこちらから助成をする際に、それぞれの団体さんの方に、お話をさせていただきながらこういった形で、というのは申し上げているところではございますが、そうはいましても、なかなか事業が軌道に乗るといっても難しい話ではあらうかと思っていますので、

そこらあたりまたこちでも検討はいたしたいと思うんですけども、今のところはプラスアルファというのは少し難しいかなと考えております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 市民活動を助成した団体の交流会というか、意見をいただく機会を設けていると思うんですけども、平成30年度は何回されましたか。そこで出てきた意見というのを紹介していただければと思います。今年度の回数と、いただいた御意見で気になるところがあるようでしたら、今後につながる意見があるようでしたらお願いします。

○西村委員長 伊崎自治振興課長。

○伊崎自治振興課長 情報交換会につきましては、隔年で実施させていただいております。今年度は、委員御存じのとおり開催させていただいたところでございますが、大体の御意見といたしましては、3年で終わるのか。もう少し出してくれ。というようなものがありました。ただ趣旨といたしまして、お茶を飲む金がどうこうなどと言われるとこちらとしても出しにくいところはあるかなというところでございますし、3年という期間を制度改正をしてまで延長し、同じ団体に交付するという形は考えておりません。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 補助をいただき始めるとそれが当たり前になってしまいますので、それに頼ってしまわないと活動ができないという、そういう体質になったらお互いに不幸になる可能性もありますので、この趣旨はやっぱり自立した市民活動団体を育てたいというのが趣旨ではないかと、財政面でももちろんですよね。そうすることによって市とのパートナーとの相手としての市民として育てていただくというのが、この助成の趣旨だったと思うんですけども、どうしてもそういった3年じゃ足りないという声が出てくるというのは、それ以外の何かで支援が見えてきていないからこういうストレートな声になるんじゃないかという気がします。私は情報交換会が隔年でというのは知らなかったんですけど、こちらの総合計画、後期基本計画、実施計画には2回と書いてあるので、もう少しそういう市民活動団体同士の交流とか、意見交流とかをしながら、よりよい形に持っていけるような方策も考えておられるのかなと思ったんですけどね。ぜひいただいた意見なんかも次につなげるように、また高齢者福祉の関係なんかでは、やっぱり社協の担当の方なんかとも協力しながら、これからのあり方もしっかりと検討していただければいいかなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

済みません、長くなりますが、59ページのほうにいきます。ここに戸籍住民基本台帳事務とあって、多分これは支所のことではないかと、支所のことをどこで聞いたらいいかわからなかったものですから、ここのページになっていてごめんなさい。幾つか支所があるんですけども、その中で公民館的な機能をあわせ持っている施設としては、玖波支所と大竹支所かなと。あとは栗谷支所はまた違うし、木野支所も性格は違うかなと思うんですけども、それぞれ施設のほうで休館日がありますよね。玖波公民館は水曜日が休館で、大竹会館は今木曜日だったと思います。施設のほうは休館日なのに支所だけ開いているという

状況じゃないのかなと思いますが、このたび公民館のほうは曜日ごとの利用者数をお尋ねしたんですけども、支所のほうはすっかり忘れてしまして、曜日ごとで利用者数の変化があるか、どういう状況か、そうしたことに問題意識を持たれて調査をしたことがあるかどうか教えてください。

○西村委員長 どうぞ。

○佐伯市民税務課戸籍住民課係長 支所と公民館をあわせ持っているところとして、委員さんがおっしゃったとおり、大竹支所と玖波支所がありますが、大竹は木曜日に大竹会館はお休み、玖波は水曜日に玖波公民館がお休み、利用者数につきましては、大竹のほうも玖波のほうも恐らく似た状況があるかなと思うんですけども、玖波支所に限って言えば、公民館の休館日には、お客さんが、がくっと少なくなるイメージではあります。ただ利用者の実績とかというのはとったことがないので、数値については今はわかりかねますので答えづらいんですが、大竹支所も、こちらから行ったときに見た感じなんですけど、木曜日の大竹会館の休館日にはお客さんが少ないという印象は受けますが、数値は把握しておりません。申しわけありません。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。私も休館日だということのをすっかり忘れて公民館に行ったときに余りの寂しさにというか、本体のほうが真っ暗ですので、支所のところだけ少し人がいて明るいですけども、イメージ的には非常に暗いイメージのところ支所を開いておられまして、必要があつて利用される方もいらっしゃると思うんですけども、支所と公民館をあわせ持つ施設の今後については、いろいろ利用実態とかも見ながら検討が必要ではないかなという気がいたしますので、ここは気づきということでお話させてもらいました。

次に、60ページですが、阿多田の郵便局での離島における公的証明書交付事業がありまして、若干予算がふえているのかなと思いますが、これは皆さんにしっかり利用していただけているかどうか、利用実態とかを紹介いただければ、お願いします。

○西村委員長 同じく、戸籍係、佐伯係長。

○佐伯市民税務課戸籍住民課係長 阿多田の郵便局での証明書の発行の状況なんですけれども、今年度の実績なんですけど、件数が非常に少ないんですけども、証明書の発行の件数自体が1月末時点で、55件となります。先ほどおっしゃった予算の微増につきましては、消費税の関係がございまして、証明書を1件交付したときに郵便局さんのほうに手数料をお支払いしているんですけども、それが消費税率が引き上げになるので、来年度10月以降の手数料の増額見込みを上げた結果、少し予算が上がっているという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 統計調査費に関する質問。それから59ページの戸籍住民基本台帳事務。それから53ページの自衛官募集受託事務について、予算措置としてはわずかなようですが、まずこの3点について。

私どもがこの大竹市統計書というのをもらいます。今一番新しいのでは2018年度版になっています。この統計書で人口の状態だとか、世帯数、年齢別の構成人口等々記載されています。それからもう一つは今国会で問題になっております市民の所得の動向が若干ここに記載されておりますね。これによると各年ごとの数字を見る限りでは、全て上昇傾向ということになっているんですが、この統計なるものはどういう手法で、どなたか、市の職員でなしに委託でやっておられると思うんですが、どういう経過でこの統計書に載せられる数字というのは、根拠を持った数字だと思うんですが、今、国の方では国会で統計のやり方が勝手に変えられて、数字が大きくはね上がってみたりしているという議論が続いておりますが、国との統計のかかわりで、地方自治体で記載されている数字というのは、県なら県、国なら国に対して報告されるんですか。それがどれなのか。特に基幹統計というのは国の経済動向に対する施策の大きな根拠にされとる、また今問題になっている国民の所得の動向、賃金の実態ということ踏まえた統計数字というのは、税制にも大きくかかわるといって、この統計の取り方は国民生活にとって大変影響も与えるし、国政の施策をどうするかという上でも重要な根拠として影響が大きいと言われておるんですが、そういったことを含めて一つ説明をお願いしたいんですけど。

それから選挙のことで、ことしは県議会議員選挙、参議院議員選挙、大竹市議会議員選挙と3つの選挙が予定されておるんですが、有権者に対する選挙啓発について、選挙管理委員会はどのような取り組みをされておるんですか。その状況を伺いたい。

それから自衛官募集受託事務ですね。これはどういうことをやっておられるんです。そのことを一つ明らかにしてください。

○西村委員長 三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 統計書のことでございます。ここに83項目の統計がございますが、それぞれのところに全て資料というものが載っておると思います。そこにありますものを使っているということです。県であれば県が発表したもの、もしくは問い合わせをしたものもございますが、そういったもの、国であれば国が発表したもの、市であれば市の各課が持っているものということで、全てオープンにされているデータを使っております。

以上です。

○西村委員長 三浦選挙管理委員会事務局局長補佐。

○三浦選挙管理委員会事務局局長補佐兼選挙係長 現在行っております啓発の取り組みでございます。啓発は常時啓発と選挙時啓発に分かれておるわけなんですけども、常時啓発といたしましては、新たに有権者になった18歳の方へのはがきの送付、それと大竹高校の2年生を対象としまして出前講座の実施をしております。それと選挙時啓発といたしましては、市内3カ所の街頭で啓発をするということと、市広報、ホームページへの掲載、それと防災行政無線で投票の呼びかけ、昨年の市長選挙の際にはちゅピCOMでCMを流させていただきました。

以上です。

○西村委員長 三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 大体オープンデータと申し上げたんですが、今見たところ、玖波駅・

大竹駅の輸送実績というものがございまして、これは西日本旅客鉄道であるとか、日本貨物鉄道のほうに確認をしておるものでございます。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 自衛官募集受託事務でございますけれども、歳入でいきますと25ページの国庫支出金のほうに自衛官募集事務委託金がございます。歳出では旅費の方しか計上されておりませんが、委託料の充当先といいますか、使い道として市広報への掲載、それから年に1回の会議への出席旅費という形で支出をしております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 自衛官の募集に関して、年に1回会議が開かれるというのはどういうことなん。予算見る限りではわずかですから、会議へ行くにしてもあれでしょう。広島を往復すりゃあなた、これぐらいのことでは済まんわいね。会議で何を内容として講義を受けるのか、その辺のことをもう少しはっきり説明してください。

それで統計の質問に移るんですが、大竹市統計書の41ページの78、市民分配所得と市民家計可処分所得という数字が載っております。これは大竹市が独自に調査されてこういう結果になったんですか。私はよくわからんのですね、こんなに大竹市が市民分配所得とか家計可処分所得という数字がちゃんと載っておりますからね。そういう数字を記載できるほどの人的にも、また職業的にもできるのかなと思うんですが、市がおやりになったんですか。どうなるんですか。

選挙啓発の問題ですが、いつも私も気にするんですが、投票率を上げるということにかなり啓発活動をやっておられるということはよくわかるんですが、しかし戦後、市町村議会の選挙、国政選挙を含めて、相当数有権者は経験してこられましたよね。そこで今問題なのは、大竹市も市会議員選挙、私のことが関係するので言いにくいと思われませんが、投票用紙に記載する上での記載のあり方、そういうことまで含めて啓発活動が日常的に進められるということが非常に大事なんじゃないかと思うんですよね。大竹市としてそここのころの、この前の市議会議員選挙の司法の判断に委ねざるを得なかったという経験を踏まえて、選管としての取り組みについて、今の投票用紙に記載をする上での啓発活動に留意をしてもらいたいと思うんですが、その点はどうか考えておられますか。

○西村委員長 杉山総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 自衛官の募集に関する会議ということでございますが、今年度は6月に会議が開かれておまして、主催は自衛隊広島地方協力本部ということになっております。県内の全市町の担当者が集まりまして、自衛官募集受託事務の説明を受けまして、それから募集の協力の依頼を受けております。その後に施設見学という形で見学会が開かれております。

以上です。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 選挙の啓発の件で、投票用紙の書き方も含めてということでございますが、御指摘のとおり、そういった啓発も必要であると考えております。先ほど申し上げました大竹高校への出前講座の際にも書き方について注意を促し

たり、選挙にかかわる分で、例えば選挙のことを教えてもらいたいとか言われて呼ばれて行った際には、こういう事例も発生しておるので、書き方は気をつけてくださいというような話はさせていただいております。今後とも機会を捉えて、そういった書き方までの指導というのはやっぱり進めていかなきゃいけないと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 統計書41ページの広島県市町民経済圏計算というところの資料から持ってきているというものでございますが、これは広島県が実施して公表されているデータです。ホームページに載っているものからとってきています。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 よろしく願いいたします。

例によって、各款共通の質問を最初にさせていただきます。続きの質問に関連しますので。議会のタブレット導入のメリットを総務課としてどういうふうに認識されているか。固定資産税計上予定額、償却予定額、リース支払い予定額、リース物件の契約予定額、基金積み立て予定額、基金積み立て取り崩し予定額をまずお聞きします。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 先日先立ってお答えしましたけども、タブレットのほうは、図面とかそういったものについてはやはり便利がいいんだろうと思っております。また資料がかさばるとか、そういった場合に、タブレットが1個あれば資料を忘れることもないし、それで全部持っていけるのでこちらのほうとしても資料を作成して持って運ぶということが、皆がそろえば軽減もされるんだろうと思います。ただいろんな資料を取っかえ引っかえ見ることについては、なかなか困難もあると思うので、メリット、デメリット両方あるんだろうと思いますけども、今からさらに活用していく中で、またこんな活用の仕方もあるのかというのも気づいていけるのではないかと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 杉山総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 固定資産台帳の件でございます。予算は款別予算ということで目的別で掲載されております。2款につきましては総務費ということで、全体的な予算、それからどこにもなじまないという予算を計上しております。複数部署にまたがっておりますので、固定資産台帳上も目的の違いが生じているところでございます。代表しまして総務課のほうから、部分的にはなるとは思いますけれども、お答えをさせていただきたいと思っております。

ページは46ページから49ページ、財産管理費でございます。本庁舎の管理や雇用者の管理を主に行う費目でございます。平成28年度末の固定資産台帳で、この費目としまして、当期減価償却額としまして、約3,300万円が記載されております。この中の多くが本庁舎にかかわるもので2,600万円でございます。建設から40年余りたっておりますのが、耐用

年数が50年ということで、まだ期末簿価として3億円弱残っている状況でございます。平成29年度、平成30年度で小規模工事を1,000万円計上して執行しておりますけれども、これを資産として計上する予定でございます。この資産を加えましても、平成31年度においてはほぼ同額になる見込みと思われまます。この3月議会で契約となりました本庁舎の耐震工事が3カ年度にわたっておりますので、平成32年度末の固定資産台帳に資産として計上する予定でございます。一括の契約でございましたが、建築、それから電機、機械と分かれておりますので、それぞれの区分で計上する予定でございます。リース契約なんですけれども、この財産管理費には自動車リース料というものが79万6,000円予算計上されております。この契約なんですけれども、ファイナンシャルリースの実勢額を超えるものではございませんので、資産計上としては計上しておりません。基金との相互関係なんですけれども、この費目の中には、基金として財政調整基金積立金とかそういった基金管理事業がございますが、それとは別に庁舎関係で、大竹市庁舎等建設基金条例というのがございます。この条例は昭和52年に大竹市庁舎等の建設に充てるためという目的でつくられた基金条例でございますが、昭和63年度を最後に残高はゼロ、平成に入って積み立てを行っておりません。地方債の償還が現在ない状況、それから耐用年数が残っている状況でございますので、本来であれば元利償還が残っていれば予算書上につけてくるんですけども、こういう状態におきましては、将来にわたる費用として減価償却相当分を基金として積み立てるというのも一つの考え方だと思っております。今回の耐震改修に合わせまして、外壁等の補修を行いますので、耐用年数を超過して使用するものと考えておりますけれども、将来の費用をどうするかにつきましては、資金調達の方法も含めて検討していかなければいけないと考えております。

以上です。

○西村委員長 三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 企画財政課におきましては、システム関係をリースで調達しております。今年度につきましても電子計算機等賃借料といたしまして、5,600万円程度のリースを組んでおります。新規といたしましてサーバーを入れる予定がございますので、こちらについては固定資産台帳には載ってこようかと思っております。

○西村委員長 池田市民税務課長。

○池田市民税務課長 総務費における市民税務課関係のリース料の予算計上でございます。57ページの複写機借上料、58ページの税務地図情報システム賃借料33万6,000円、パソコン等借上料7万5,000円、自動車リース料19万9,000円と、60ページにおきまして、ファクシミリ借上料81万1,000円、住基ネット機器賃借料、戸籍総合システム機器賃借料、複写機借上料、61ページの専用ファクシミリ借上料56万円。

以上でございます。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 リース料のことで、総務課のほうとしてはほかに複写機借上料と、それから自動車リース料が入っておりますので、あわせて大体300万円ぐらいということになります。

以上でございます。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 さすがに担当課なので詳細に御説明いただきました。ありがとうございました。その中で、御説明ありましたように、本庁舎が一番メインの事業になろうかと思えます。それで15ページの歳出の総括で前年度対比があります。その中で比較しますと、総務費の増額分が大きいんですね。当然本庁舎の分は地方債になっています。その他が約3億7,500万円あるんですが、そういう形でこのたびの48ページにある約4億円の本庁舎耐震改修事業が行われると、2ヶ年度にまたがっての事業ですので、一般計上は平成32年度末ということであるんですが、この本庁舎が79年建設で50年の耐用年数、現在40年経過、13億円でつくった建物ですけども、40年前の貨幣価値ですので、現在3億円弱の簿価が残っていますが、貨幣価値の換算でいくと、例えばこれを今建てようとしたら40億円やいくらかと思うんですが、3倍だとすると、現在価値で10億円ぐらいのものに約10億円弱の改修工事をする、この改修工事の計上方法について少し思いがあったんですが、電気、機械、建物附属的な要件については別計上いただけるということが、耐用年数が違いますので、1回目の40年前には一括で上がるとですね、13億円。耐用年数が違うものがいくくりですから、どの設備や附帯設備がいつごろ更新が必要なんだろうということが固定資産税上から推測できないんですね。それをこのたびは電気設備や機械設備については別計上いただけるということで、償却期間が違うということでの見通しを立てていると。そういう中で現在価値で約10億円の建物に10億円弱の投資をしましたと。実際に耐用年数ってどのぐらい伸びるのか推定されますか。それは他にもしなきゃいけないことが公共施設についてはたくさんあるわけなんですけども、やっぱり基幹のこの場が一番先に崩れたんじゃないでしょうか。今回のリスクを背負った投資をいただけるということで安心感が高まると思いますが、そのことを通じて、このままいったら10年が通常の耐用年数ですが、このことを通じて何年ぐらいは伸びるだろうということの説明も、我々、公民館やら消防屯所が古いのに本庁舎だけ直すのかと、消防屯所が倒れたらどうするんやということもまちでは聞かされるわけですね。そういう中で、いやこれはこうなんですよと、基幹のこの場が大きく被害にあうようでは全体の管理ができませんので、ここを思い切ってやります、そのことで10年しかもたんものが15年なんですよ、20年なんですよという想定で今回の投資を選考してやりますということを、できれば説明したいですね。そういった面で、耐用年数が推定でどの程度伸びるのか、先ほど電気設備の件はあったんですが、通信設備がこれからは更新が、先ほどのドローンじゃないですけども、新しい技術がどんどん進んでいっています。もうじき5Gに変わります。通信速度が格段に上がります。扱える情報量も膨大に上がります。そういう中でこの本庁舎の持っている機能が、そういう近い未来に想定される機能として必要なものが通信設備には大きく意味を持つだろうと思えます。その辺も耐用年数ということじゃないんですが、最先端の技術とまではいいませんが、町なかにおくれん程度の機能をここが持っていないと心配なんですね。そういう面の推定も含めた予算計上をしっかりといただけることをお願いしたいと思えます。一つだけ、耐用年数はどのぐらい伸びますか。

○西村委員長 杉山総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 今回の工事の内訳、約8億9,000万円なんですが、その約3分の2が電気工事と設備工事になります。実際は空調が約40年たっていますが一度も更新したことがないという状況であります。本来であればもう償却年数が終わっていますので、本来は15年であるところを35年まで伸ばしたというイメージです。そのほぼ全面を更新するということですので、機械設備等につきましては、10年ないし15年は今から延びるんであると思っています。躯体につきましては、損傷部分が少ないということがあったんですけども、やはり経年劣化で防水等が非常に弱っているということもございまして、こちらをしっかりとやるということで、外壁等も含めまして、従来の耐用年数、償却年数50年を超えていきたいと考えています。

以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 質問に切りかえたいと思うことを全部答えていただいたので、これで終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第1回目の質疑を終結いたします。

続いて、2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 ページ数でいえば42ページ、顧問弁護士委託料として予算設定されておるのがありますね。それから45ページに情報公開・個人情報保護事業が予算措置をされておる。それと50ページの日本非核宣言自治体協議会分担金、これに最近は平和首長会議の会費等がなくなったということで費目としては上がらんのですが、関連がありますので50ページの日本非核宣言自治体協議会としての取り組み等について伺いたいと思います。

最初に顧問弁護士委託料なんですが、訴訟になった例は議会の議決が必要ですので私も承知しておりますが、それ以外の日常的な業務の過程で相談をしなきゃならないということもあろうかと思うんですが、年間どのぐらいの件数があるんですか。これは各課にまたがると思うんですけどね。

その辺のことをまず聞かせてもらいたいのと、これに関連して、平成30年12月議会で、大願寺の訴訟が結審したということ踏まえて、本会議の席で原告の議員に対する公費の負担の請求をすべきだ等副議長の質問がありまして、これに対して、市長の答弁では、総額で約2,000万円に上る公費を大願寺の裁判に使ったとおっしゃって、あたかもこうした大願寺の裁判にかかわっての公費の負担は原告議員団が責任をとるべきだというやりとりで終始されたということについては非常に印象を持っていまだにその根拠たるものがあるのか、法的に。いつかの機会に正しておきたいと思っていました。今回この席に座らせてもらっており、この機会にしかとその辺の法的な根拠を聞かせてもらいたいと思うんです。

それから3番目の日本非核宣言自治体にふさわしい取り組みをしてもらいたいということ常々、機会があるごとをお願いをし、要望もしておるんですが、今、国際的な大きな流れとしては核兵器禁止条約、これに日本も批准すべきだという世論、国際的にもそうい

う大きな世論の流れが強まっておりますし、せんだってのマスコミ報道を見ましても、これは50カ国が批准すれば成立するわけで、50カ国に迫るような取り組みがアメリカ国内でも広がっており、せんだってワシントン特別区議会では、核戦争の危険を防ぎ、核兵器廃絶を連邦政府・議会に求める決議を全会一致で採決したという報道がされておりますから、この世論はさらに強まっていくと思うんですが、自治体の取り組みとして、こうした問題に対する政府への要望なりをすべきではないかと、それから平和首長会議もあるので、とりわけそういう機関の声というのは一つになれば大きな世論の醸成に役立つわけで、そういったことへの取り組みについて市長の新たなお考えなり、思いを聞かせてもらいたいと思います。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 顧問弁護士の相談の関係なんですけど、正確な数字は持ち合わせておりません。というのが各課からもそれぞれ相談する場合がございますので、年間10件か15件程度かと思えます。その中でまた相談回数も1件につき何回という場合もございますので、正確な数は、申しわけございません。今、持ち合わせておりません。

それから費用の関係でございますけれども、平成30年12月議会でお答えさせていただいたのが弁護士費用着手金、それから成功報酬という分に加えまして、出させていただいたのが旅費、それから高速道路代、それから時間外勤務手当といった分の総額を上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○山本委員 どういう根拠でそういうことができるんかということをお願いとるんです。一番大事なことを答弁せんにやつたらん。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 訴訟経費でございますけども、基本的には訴訟にかかった費用のみということでございます。その分だけでいきますと弁護士費用とかわらずに実際の裁判にかかった費用のみということになります。ただし、その請求の根拠、そもそもが、それが不法に行われた場合には、そういう費用も請求ができるよというような趣旨でお答えしたと思っております。

○西村委員長 市長。

○入山市長 市民の皆様を始め、広島県民、特に広島県民、核がない世の中を望んでいるのを、これはもう当たり前の話でございます。私自身も人間の愚かさを感じながらも声を大にしてそのことをいい続けるということ、最近の報道でインドとパキスタンの紛争を見ながら、本当に悲しい思いをしております。自分自身の非力、そういうものを感じております。人が集団となって国家となったときの異常な反応、異常な行動について、それをどのようにとめていけることができるのかという、山本委員がおっしゃったように、多くの市民、国民、全世界の人たちの声の一つにまとまるということ、不可能に近いと思いつつも、むなしくとも言い続けていきたい、努力はしていきたいと思っております。

○西村委員長 山本委員。

○**山本委員** それで、大願寺にかかわる裁判費用は、これは請求できる部分と請求できない部分があると聞こえたんですが、本会議の席上では、精査をしている過程だと、精査が完了すれば請求するかどうか慎重な検討をするという答えだったと思うんですが、精査されたんですか。あの場に居合わせた、私を含めて、それからテレビ中継を聞かれた市民の皆さん、裁判の費用が約2,000万円近い金をつこうたんかということで、私も直接関心のある皆さんから、裁判や何かやらにやあよかったのにと、大変な税金を使ってという批判めいた意見を何人からも聞いたんです。だからあの場でのやりとりは、あたかも裁判に使った費用を全部、原告の議員に責任をとってもらえと、またもらうように精査をして、精査できた段階で検討すると言われて、そのことが何か全て費用の請求ができるんだという印象を与えたということは間違いないですよ。法的な根拠がないものまで含めて、そういうことを要求してみたり、それに受け答えをして、できるかのような印象を市民に与えるなんていうのはとんでもない話でしょう。そういう議会の一部の意見なり、執行部のたくさんおられるそれなりの有識者であり、経験者である職員の皆さんが、ヒアリングという過程も経てああいうやりとりをするということについて、何ら終わるべきです、ということと言えないのか、意図的にしか聞こえないじゃないですか。

○**西村委員長** 市長。

○**入山市長** 私は、あのときに怒りということと、それから恕という言葉話をさせていただきました。必死な思いで許そうという心を持ちながらこのことをやっております。多くの私を支援してくださった市民の皆様方が何で訴えをしないのだというようなこと、厳しくおっしゃる方々がいらっしゃいます。またそれに対して私が不履行ということでの裁判を起こされるような話までが持ち上がっている世の中でございます。どうか、この件についてはおさめていただきたいと思えます。法的根拠を求められても、住民の皆様方が訴訟を起こされたらそれでおしまいということでございます。どうか御理解をいただきたいと思えます。

○**西村委員長** 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○**細川委員** 1回目で少し予告をしておきましたので、先輩議員、同僚議員から選挙に関する質疑もございましたが、若干私としての聞きたいこともありますので、済みません、お願いします。61ページの選挙管理委員会費でございます。

投票率がなかなか上がってこない中で、地域の皆様の投票行動を見ながら、投票所の開設時間をいろいろ工夫しておられるようです。特に住民の少ない地域の投票所に関しては、この3月の市広報で御案内がございましたが、また時間が減っているかなという印象でした。これはここ何年か実施しているようですが、減らすことによって投票率が減ったとか、落ちたとか、そういった実態はなかったんでしょうか。それともう一つ、時間を減らすことについて、地域の皆様の御理解は得られているかどうかを教えてください。

○**西村委員長** 中村総務課長。

○**中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長** このたび投票所の開所時間を短くした地域としまして、川手のほう、前飯谷、それから旧穂仁原小学校、それから木野集会所、こちら

の3件につきましては、基本的には住民のほうから、立会人さんとかも大変なので短くしてくれんかと、その要望を受けまして、投票の実態とかを見まして、やはり最後の1時間というのはもう1人、2人とか、多いときでも4人ぐらいで、そういう実態も見まして、これぐらいだったら影響はないだろうという範囲での短縮ということをさせていただいております。それから阿多田につきましては、台風で投票箱が届くのがおくれたということもございましたので、これは私どものほうでお願いをして、1時間ほど早めさせてくれというお願いでございました。これは選挙執行上の万全を期するためということで御協力をいただいたということでございます。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 地域の理解というか、むしろ地域からの声ということで大丈夫かなと思いますが、今までどおりとっていて遅くに行ったら閉まっていたということのないように、周知徹底をお願いしたいと思います。

期日前投票なんですけども、少しでも投票の機会をふやすということで、本庁だけでなく、ほかに大竹会館と玖波公民館と農林振興センター、1日ずつふやしておりますが、期日前投票の門戸を広げたことによる評価というのはどのようにされていますでしょうか。

○西村委員長 選挙管理委員会局長補佐、三浦さん。

○三浦選挙管理委員会事務局局長補佐兼選挙係長 期日前の第二投票所とっておりますけども、各市内の4カ所で1日ずつ巡回する形で行っております。平成28年の参議院議員選挙のときから始めた試みではあるんですけども、当初は非常に利用者も少なく、苦慮していたんですけども、昨年の市長選挙では入場券の裏側に期日前第二投票所の時間と日にちを入れて案内をするなどの試みをしまして、徐々にではあるんですけども、利用が伸びてきていると考えております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 このようにいろいろと努力されていますが、でも結果としてはなかなか投票率が上向いてこないという、下げどまっているという評価もできると思いますが、期日前投票については毎回数がふえているようでございますので、皆さんが利用しやすいようにという努力をお願いしたいと思います。

それで選挙時啓発のことでこうやって投票所の工夫もそうですけども、出向いて行う啓発事業もさまざまあると思うんですが、今年3つほど選挙がございまして。国の選挙から市の選挙まであるんですけども、大竹市議会議員選挙だけ広告費が多かったと思うんですけども、そこら辺は何か事情があるのか教えてください。

○西村委員長 三浦選挙管理委員会事務局局長補佐。

○三浦選挙管理委員会事務局局長補佐兼選挙係長 なかなか若年者の方の投票率が伸びてこないということもございまして、大竹市議会議員選挙のときにネット広告を出してみようと考えており、増額をさせていただいております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。いろいろな努力をされているということで、また効果のほうもしっかり検証していただければと思いますのでお願いいたします。

監査委員費のほうに移ります。67ページと68ページ、監査委員費全体で800万円強減額されております。中身を見せていただいたら、一般職が2名から1名という説明がございました。これ今の監査事務局の体制はどのようになっていますでしょうか。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 監査事務局長1名と、それから再任用職員が2名配置されております。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 私の短い監査委員の経験のときには、正規職員が2名で補佐をしていただいていたと思います。正規職員が1人で再任用職員が2人ということは、全体の監査委員事務局の体制としたり強化したということでしょうか。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 言葉を選ばなきゃいけないんですけども、強化というのなかなか言いづらいところもあるんですけども、OBの方ですから識見を誰よりも有していると考えております。その反面、やはり執務時間は短時間ということで、時間の制限というのもございます。ということもありましてメリット、デメリットというのは当然あるんだろうと思いますけれども、監査という職はやはりそういった経験を有する方が、力を発揮していただくのに一番適しているんじゃないかと判断をさせていただいております。加えて監査以外の仕事も実はやっていたところがございます。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 執行部のチェックをしていく機関として議会もありますが、また監査の仕事も非常に大事な仕事だと私は思っております。一方、監査事務局のある場所は、ほかからは孤立しておりますし、非常に孤独な仕事になるんじゃないかなと思います。そういう部分を精神的にも支援していくために、今おっしゃったように、さまざまな経験を持っておられる再任用職員の方のお力をいただくのは大変ありがたいこととは思いますが、いろいろ正規職員じゃないと持っていない職務権限とかあるのかなと思いつつながら、恒常的にこれからずっと正規職員1名、再任用職員2名という体制をとっていかうとお考えなのかどうかという疑問を感じました。その辺、お考えを持っておられるようでしたらお願いします。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 その時々状況もでございます。再任用職員の方がいつまでもいらっしゃるとは限りません。2年先、3年先になると定年退職者も1名、2名という状況もございますので、恒常的というわけにはいかないと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○**細川委員** できたら正規職員2名、再任用職員1名の3人体制ぐらいは考えてくださったほうが、チェック機関はしっかりと機能を強めていただけるようにぜひお願いいたします。恒常化していかないというのを聞いたので安心しました。

時間が少しありますので、済みません、予告していなかったんですけど、本庁舎耐震改修事業のことでお尋ねいたします。本来でしたら予算特別委員会ではなくて契約議案の審査のときにすべきことだったかもしれませんが、本庁舎の耐震工事、仕事しながら工事をするという、非常に困難な作業になると思います。一般の方が出入りするところで工事をするので気を使う面もあると思うんですけども、この間から駐車場側の出入り口のところで工事の関係の方がいろいろと作業をされているようですが、入り口のところのタイルが欠けているんですよね。自動ドアの外側の、工事の関係の方が壊したとは思っておりませんが、どうしても人の出入りが多くなってくるといろんな面で思わぬ破損があったりすると思うんですけど、ああいったのはどなたが気を配ってすぐに直したりとかしていただけるのでしょうか。工事関係者の方がやるのか、それともこの本庁舎の管理者がやるのか、教えてください。

○**西村委員長** 杉山総務係長。

○**杉山総務課課長補佐兼総務係長** 一般的には原因者ということになるかと思います。ただ本庁舎全体を改修していきますので、まず細かいところにつきましてはいろいろ協議をしながら修繕をしていきたいと思っておりますので、またこちらのほうでも気づいたところはやっていきたいと思っております。

○**西村委員長** よろしいですか。他に質疑はございませんか。

末広委員。

○**末広委員** 先ほど聞き漏らした件がございまして、48ページ、2年前の固定資産台帳なんですけど、その中で今期のこの予算書の中の総務費の中のシステム関係の8件、固定資産台帳上ではソフトウェアという概念で計上されています。予算書上では48ページの地方公会計整備事業のシステム保守委託料ですね。ソフトウェア資産って一般的には5年の耐用年数なんですけども、本庁舎全体でいえば国民健康保険関係とか税務関係とか膨大にシステムがあるのでこれは抜きにして、総務関係のシステムだけでも七、八件あって、耐用年数も短い、でも通常保守料が必要な、最初は安いよ、でも保守料でということもあるんですね、保守の中身にもよるんですけども、ちなみにですが、この地方公会計整備事業のシステム保守委託料の46万1,000円って何をするんでしょう。

○**西村委員長** 建石企画財政係長。

○**建石企画財政課企画係長** こちらに載っていますシステム保守委託料は、平成28年度に統一的な基準による地方公会計が始まるに当たってトリプルピーというシステムを導入しております。こちらのほうで固定資産台帳の整理、公会計の仕分け等を行っております。その毎年度のシステム保守に係るものになります。

○**西村委員長** 末広委員。

○**末広委員** 保守という行為そのものがわからないんですが、バージョンアップとかですか。いろいろシステム保守という概念があるんですけど、外部委託で中身のデータを触っても

らうのか、システムそのものを更新するのかとか、定期的にバージョンアップがあるからとか、最初は安く長期にわたって使っていただくことでビジネスが成り立つものもありますし、システム保守という概念がソフトによって違うと思うんですが、ちなみにこのシステムの場合はどういう業務なんですか。

○西村委員長 建石財政係長。

○建石企画財政課企画係長 このシステムに特定しますと、操作等は職員で行います。バージョンアップ等、そういったもののみの費用という形になります。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 この公会計システムそのものがまだ地方自治体で始まったばかりですから、総務省としても実態の進捗状況に合わせての更新なんかを意図して業界として下支えしようと努力されている中で、バージョンアップやデータの更新や滞っている業務を遂行していただくための追加のデータ計上とか、表計算ソフトなんかがあったらそうなるんですが、制度が変われば、その都度データやシステム更新料として発生するという、そういうことで統括的にソフトウェア資産のこれからの有効活用も、この職員減少に対応するシステムを導入されることで、それを乗り切ってこられた御努力をされた中で、システムというのは大変大きな意味を持たれているでしょうし、これからもそうなると思います。その中でセキュリティについては同じ時期に相当の経費や御努力を積み重ねられて強化もされました、県の指導もありました、クラウドも統合化されました。そういう意味で、目に見えないんですが、ソフトウェアって相当大きな意味を持つ購入資産だと思います。そういう中で、どちらかといいますとランニング経費が次から次へと上がってくるんですよ。もう2,000万円入れても後で毎年100万円要りますよと、200万円要りますよってざらなんです。そうするとリースと一緒になんです。購入したらそれを使う間はずっと200万円保守料がいるんですよ、というような資産購入になるんです。ですから単年度で今季この予算ですよと、終わっちゃうと起債したのと一緒なんです。起債よりもっと厳しいですね、下手すると。そういう面でこれからまた進行度をレベルアップされて、システムのレベルが上がって、クラウドになり、Wi-Fi環境を提供し、市内の各所と各市民が集まる場所との連携とか、そういうこともどんどん進んでいく時代になろうかと思っています。大竹会館にもWi-Fi環境を提供しないと子供たちが集まってきません。そういう時代に合わせてソフトウェア資産の購入というのは、自治振興課にもソフトウェア資産が計上される必要があるかと思うんです。生涯学習課はもちろんです。防災も当然ですよ。そういうことが進まないで裏作業で仕事をすることで人と人とのコミュニケーションが図れる実態がないと組織力が強化されないし、市民の連携なんかも伴わない。せっかくそういうインフラ資産がグローバルに提供されとる時代なので、行政にもそういうことを積極的に導入いただきたい。ある意味じゃあ、先ほどのドローンはハードですけども、これもソフトウェアがなかったら、データがなかったら飛ばないんですよ。何をさせるのかということが、これはもう通信機能がなかったらどうしようもないです。ただ気をつけていただきたいのは、導入する以上、保守のメンテナンス費用が今までの概念とは違う購入ですから、購入時に単年度決算、現金主義ですから予算書に上がらないんですよ。

新規事業の内容なんかにも書かれないんですよ。でも導入した以上、今、ソフトウェアだけを合計しても3年前のデータでも3億円ぐらいある。それシステム更新費用がずっとついて回るはずなんです。全部予算書の端っこのほうにその都度上がってきて、何が何やらわからないで終わってしまうと。皆さん御自分で車を買われたときに、3年後の車検のことを考えないで車を買いますかね。中古車を買うときには車検が短いですよ。修理費用は車両保険では出ないことも起こり得ますよね、古い車だと。ソフトウェア資産の購入というのは物とは違います。そういう面で時代の趨勢に合わせたシステム力の向上、組織力の向上のためには、組織文化の向上レベルアップのためにはこういうものが要ります。組織文化の件で随分質問もさせていただきましたけども、こういうものが浸透することによって組織文化はじわっと変わっていくものだと思います。いきなり旗を上げたら変わるものじゃないと思います。ぜひとも単年度決算、現金主義の仕組みが今までをつくり上げてくださって、今の組織文化があります。けどもそれだけではこういうソフト資産の管理は載らないんですよ、計上されません。見えないんです。そういう組織文化的なところでつけ加えさせていただいたんですが、ソフト資産の導入に際しては、今後、全庁舎でそういう意識を持っていただかないといけないんだということを統括的に企画財政課で評価されてはいらっしゃるんですが、総合的なお考えで今後の持つべき視点なんかがありましたら、ぜひとも、よろしくお願いします。

○西村委員長 三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 ソフトウェアだけではないんですけど、一時に大きなお金が要って、その後もお金が要るもの、こういったものをどのようにして入れていくかという話は予算要求のときにさせていただいております。一度にどんとお金を出して、後はないというよりは、やっぱり限られた一般財源を上手に使っていくという意味では、リースというのは大変有効なんです。借金の先延ばしじゃないかといわれることもあろうかと思うんですけど、平準化するというのは大変重要なことをございまして、大きな資産、今言われたシステムなんかはほぼリースで購入をしているというのが実態です。なので全体が見えないと今言われているのかどうなのか私はわからなかったんですけど、単年度のもものがリースですのでほぼ毎年続いていく、リース期間が5年であれば5年たったときに今度入れかえということが起こるんですけど、そのときにまた5年なら5年間を見たときにどうなるかという判断をして次のものを入れます。もう1年延ばしたりすることももちろんありますし、ここで入れかえるんだという判断をすることもあります。そのときにまた購入がいいのかリースがいいのかという判断をさせていただいて、実際にやっております。今言いましたように、リースでということが大変多いです。なのでずっとこのぐらいの額が続く、もしくは、ものを入れるために少しずつふえていく、これがもう実態としてあります。把握をしていなくて大きなものを一つ買っているということではないです。

以上でございます。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 当然購入方法について申し上げているんじゃないかと、そういう購買行為の一覧表みたいなものがどこかにないと把握できないんですよ。単年度約150億円ですよ、予

算これだけです、ことしはわかりましたと、でもそのうち来年も発生するのは固定費なんです。そういう概念の表現が今後あるべき組織のような気がいたしますので、ぜひとも御検討いただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 一つ、45ページの情報公開・個人情報保護事業に関することと、59ページの戸籍住民基本台帳事務に関することで質問いたします。

59ページの戸籍住民基本台帳事務に関して、ここで基本的には人口動態といいますか、実態が把握できるんじゃないかと思うんですが、この住民基本台帳に記載している世帯数とか、それから世帯の構成員に基づく人員、こういうことになつとるんじゃないかと思うんですが、人口それ自体の実態ですね。これの把握は具体的には年々どこで把握されるんですか。それでせんだって、私がお願いした人口推計の資料をもらったんですが、これは国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計、平成22年ということから始まって、平成22年から平成57年までの人口がどうなるかということが数字として出ておりますよね。それからもう一つは、これも国立社会保障・人口問題研究所の推計で、平成22年から平成57年までの人口動態が記載されているんですが、まあそんなに大きくは変わってはいないんですが、問題なのは人口問題がややもすれば受け身に捉えられて、人口がこうなるんだから何もかもそれに合わせて縮小する、廃止する、統合する、こういう方向がむしろ今の流れになつとるんじゃないかということを私は思うんですが、そうじゃなくて推計はあくまで推計であって、その人口の減少をどうやって歯どめをかけて増勢に転じるかという施策をむしろ追及すべきじゃないかと思うんですが、この人口推計に関して、市として歯どめをかけようとする取り組みを、年次目標なりを掲げて、意識的に取り組んでおられる施策もあると思うんですが、この成果たるやどういう評価をされとるんですか。人口問題に関係してでの評価ですが。それで県にしても国にしても出ていく人、入ってくる人、いろいろ調査もしたりで、それをどう食いとめるかというようなことも施策としてはいろいろ言われるんですが、問題は住んでいるまちでどうやって人口がふえるか、子供を生み育てやすいまちの環境なり、条件をつくるかということの基本にしなければ、とりあいになったら同じじゃと思うんですね。そこを私は特に各市町のところで取り組みをさらに強めていく必要があるんじゃないかと思うんですが、これは中国新聞に載った記事ですが、中国5県で107市町村のうちの8割、外へ出ていった人のほうが多い。それで外へ出ていってもらったじゃ困るからというので、何をやるのかということにむしろ力を入れておるとことで、出生率はほとんど変わらんと。むしろこの出生率が高くなるようなことをそれぞれの市町で取り組むことが大事なんじゃないかということを示していると思うんですね。そういったことで大竹市の転出・転入の状況なり、出生率がどういうことになつとるんか、直近の数字で説明してもらいたいです。

それから個人情報のことで、本会議でも申し上げましたが、この住民基本台帳に記載さ

れとる情報のどこにも閲覧はできるが、記録して帰ってもいいということありやせんよ。もう一回この閲覧という定義について執行部の統一見解を示してもらいたい。個人情報の保護というのは非常に重要な問題で、国にしても法制化したし、大竹市にも条例があるわけですから、それを尊重して守るとというのが基本でなけりやならんと思うので、答弁よろしくをお願いします。

○西村委員長 佐伯戸籍住民係長。

○佐伯市民税務課戸籍住民係長 最後に御質問のありました住民基本台帳の閲覧のことについてお答えいたします。一般質問でもいただいていた住民基本台帳の閲覧なんですけれども、おっしゃられたとおり、住民基本台帳法のほうには定義というものはございません。過去の通知等を調べていた中で、一つ通知の中に書いてあったものがありましたので御紹介をさせていただきます。平成17年ごろに住民基本台帳の閲覧の制度というのが抜本的に変わっていて、かなり閲覧に制限が設けられたという経緯があるんですけれども、そのときの平成17年6月23日付で総務省自治行政局市町村課長の名前で出ている通知として、不特定多数の住民に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求の取扱いについてという通知がありました。その中に請求者が閲覧により個人情報を転記した内容については確認をすることという記載がありました。このことから閲覧につきましては、写真の撮影とかコピーということで個人情報を取得することは認められませんが、書き写すということについては国のほうも認めているものと考えております。

以上です。

○西村委員長 三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 人口の推計についての質問をいただきました。推計を見て小さくなっていく施策をするのではなく、人口をふやす努力をすべきではないかという御質問です。必ず2面あるかと思えます。小さくなっていく中でもやっつけていけるという施策が一つ、もちろん人口をふやしていくという施策が一つ。これは矛盾するといえばそうなんですけど、両面を見てやっつけていかなければいけないと考えております。

それで、施策の評価についての御質問でした。人口増に関しましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております事業、これが全て人口増に資する事業として捉えております。総合計画の後期基本計画もですが、住みたい、住んでよかったと感じるまちということをテーマとして掲げておりますので、人口増という視点というのはどの事業にも持って臨んでいると考えております。

評価につきましては、最近であれば大竹市総合計画、後期基本計画、実施計画というものをご議員の皆様にもこのA4の横のやつを配付しておると思いますが、そこにそれぞれの目標値というのを掲げております。まち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、仕事をつくって大竹市に来てもらう人をふやしましょうというのと、あと人というところで出生率、子育てしやすいまちをつくりましょう、出生率を上げていきたいと思いますというもの、あとまちというところでは、暮らしやすいまちにして、今いる人に幸せを感じてもらって、山本委員が言われましたけど、転出も減らしていきましょと、こういったような視点でつくっております。その中で転入・転出というものも指標にございまして、社会増減を均

衡させるというのが目標でございます。平成31年度に転入者と転出者、この数値を均衡ですからゼロにしましょうというのが一つ目標として挙がっております。残念ながらマイナスの状況ではございます。平成29年度の数値で言いますと、転入が1,048人、転出が1,110人でマイナスが62人です。ただ平成27年度のときにはこの差がマイナス179人でした。平成28年度がマイナス52人ということで、以前よりは少し縮まっているということです。ただもう大願寺とか大きな宅地開発をされたところが埋まっていますので、この数字というのがなかなか下がっていかない、下がっていかないというかプラスに転じないという現状はございます。今の数字でいえばそういった状況です。出生率につきましても出生率は下がっているんですが、合計特殊出生率が少し上がっているとか、そういったことで幾らかの効果は得ていると考えております。お出ししました国立社会保障・人口問題研究所の推計値も余り変わりはないとは言われたんですけど、これは明らかに元の平成22年の国勢調査と平成27年の国勢調査では数値が違っていると思います。そんなに大きく変わるものではないんですが、平成57年の数値を見ても1万7,420人が1万8,702人とふえておりますので、これは何かしらの効果が出ていると考えております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 再度質問するんですが、個人情報に関する法律なり条例なり、住民基本台帳の、今さっき総務省が閲覧の内容について通知を出しているとおっしゃるんですが、どちらが優位性があるんですか。それで今全国的に各地方自治体の議会も始まりまして、そこで問題にされとるのは個人情報に関して強制力がないものをあえてやること自体が個人情報に抵触をしておると、だからやめるべきだということで関係自治体住民の声も大きくなっている。法律に強制力もないものをやることはない。何で大竹市は長年にわたってそういうことをおやりになるのか、やめるべきだと思うんですね。

それで時間がありませんので、今の太田市市の人口の増加・減少の実態、出生率の状況について、数字の上で説明してください。

○西村委員長 数字は概数で結構です。

○山本委員 人口問題では5年間という計画の中でどうするかということで地方自治体で取り組みをしとるということですから、大竹市も取り組みを経て、結果がどうなったかということ聞きよるわけだから。

○西村委員長 山本委員、時間内にまとめた質問をお願いしたいんですが。

三原企画財政課長。

○三原企画財政課長 合計特殊出生率が少し上がっているというお話をさせていただきました。こちらについては数値を申し上げませんでしたので追加で数値を申し上げさせていただきます。基準となるのが平成26年度、これは平成21年度から平成25年度の数値が1.38人でした。平成27年度が平成22年度から平成26年度の数値で、1.42人、平成28年度が平成23年度から平成27年度の数値で1.46人、平成29年度が平成24年度から平成28年度の数値で1.49人でございます。こちらの数値につきましても大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略平成29年度評価一覧ということでホームページにも出しておりますし、議会のほうにも

お配りをしております。冊子がございますのでそちらをごらんになっていただければと思います。評価一覧というのは縦長のやつです。さっき申し上げましたのは、大竹市総合計画、後期基本計画、実施計画でこれは横長のやつです。どちらにも載っているかと思しますので参考にされてください。

○西村委員長 ありがとうございます。他に質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 1点だけ、53ページの地区集会所管理運営事業についてお伺いします。

端的にお伺いしますが、各地区集会所の補助金とか助成金とか、建設状況によって多少異なっているんじゃないかなと思います。電気代や動力代とかですね、どういう形で各集会所で違いがあるのか、違いだけでいいですから教えてください。

○西村委員長 自治振興係長、川村さん。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 こちらの地区集会所につきましては、松ヶ原と木野の集会所ということでよろしいでしょうか。

○田中委員 ほかの。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 ほかの集会所の。

○田中委員 済みません、もう一遍。松ヶ原と木野の集会所についてはほかの集会所とは実は違うんですよ、建設の経緯が。私が聞きたいのは、例えば山間部、栗谷とかいろいろありますよ、谷尻もあるし広原もあるし谷和もあります。私の住んでいる地区にもありますが、公用で集会所を使用する場合というのがあります。それが何かというと選挙で使用する場合がありますよね。いわゆる山間部のほうは選挙でも使用するんですよ。公用で使用する場合に出される補助金というか、電気代なんかは恐らく各集会所で全部払うようになっているし、ただじゃあ木野と松ヶ原の集会所はどうなのといった場合に取り扱いが違うんじゃないかという気がするんやね。それでもし公用で使った場合、選挙なんかで大竹市の場合は夏に選挙があるんですが、電気代が非常にかかるわけよ。それをやっぱり地域の自治会から見ると、それぐらいは行政のほうで負担してもらってもいいんじゃないのかということなので、その取り扱いが統一できるのかできないのかは別にして、それが一つと、それからいわゆる維持管理費の面で、ことしみたいに非常に寒かったりして水道管が凍結して破裂して、そして修理代が必要と、こういう場合の修理費は自治会で負担しないといけないのか、あるいは行政のほうで負担してもらえるのか、それについてお答えをいただきたいんです。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 選挙の際に地区の集会所を借り上げる際は使用料を大竹市がお支払いさせていただいております。また冷暖房とかを使用した場合にもその使用料を支払いをさせていただいております。

以上でございます。

○田中委員 水道管が破裂した場合などの修理は。

○西村委員長 川村自治振興係長。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 突発的な修繕となりましたら、市のほうで補助

させていただいているのが、例えば平成31年度中にそういう事案がありましたら、平成31年の10月までに意向調査を出していただいて、翌年度で予算措置をするものがありますのと、あともう一つ原材料支給という方法がありまして、それはもう当該年度で請求というか、補助ができるようなものではございますけども、地区の方でそういった修繕ができるような方がおられれば、原材料を補助してやっていただくという方法もありますが、水回りとかは難しいのかなと思っております。

以上です。

○**田中委員** ありがとうございます。ただ地元の集会所を使用されているところは、やっぱりちょっとした金額でも非常に負担を感じていらっしゃるんですよ。ですからそういったものについては、自然のことで修繕が必要になった場合についてはきちっと手だてをしてあげていただけたらなと思います。選挙のことについてはわかりました。使用料を払っているということであればいいと思うんですが、そういうことを御存じない地区もあるんじゃないかなという気がしました。ありがとうございます。済みません、時間でしたので以上で終わります。ありがとうございます。

○**西村委員長** 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第2款総務費の質疑を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は1時から第10款教育から入りたいと思います。よろしく願いいたします。

12時4分 休憩

12時59分 再開

○**西村委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。はじめに田中委員の質疑に対する中村総務課長から補足説明を行っていただきます。

中村課長。

○**中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 午前中に田中委員から選挙の関係で地区集会所を借りるときの使用料について御質問がありました。先ほどの答弁では使用料を払っていますと言いましたけども、少し説明不足でございましたので、訂正をさせていただきます。一部につきましては使用料を払っていないところもがございます。過去の経緯は私も詳しくは把握できていない部分もあるんですけども、選挙だから協力するよという集会所もあれば、使用料を定めていないからというような集会所もありまして、払っていないところもがございます。新たにもし使用料を払ってほしいという場合がありますら、また協議させていただいて、使用料についてもう決められたものがあればそれを請求していただいて、それをお支払いさせていただくというのは当然のことと考えております。

以上でございます。

○**西村委員長** それでは、第10款教育費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

寺岡委員。

○**寺岡委員** よろしく願いします。3点あります。予算書の161ページ、奨学金貸付事業と教員住宅管理事業、それから187ページの学校給食費について伺っていきます。

まず上からいくと奨学金の貸し付けの制度、このたびの3月の市広報誌でアナウンスしている内容にある、返還免除について、この制度が整って何年か経ちます。実際に社会人になられた大竹市在住の方で、この制度を知らなかったということで、別の民間の奨学金を借りて今大変なんですよという話を20代前半の若者から聞くケースがちらほら出てき始めました。今もしっかり市広報誌について努力されているとは思いますが、より一層知れ渡るようにしていただけたらなと思っています。実際に学校に行ってお案内をしたりであるとか、対象学年に送付をしたりとか、そういった具体的な取り組みというのはいかがでしょうか。市広報誌のあり方についてお話しいただければと思います。

○西村委員長 どうぞ。

○中川総務学事課教育指導係長 教育指導係長の中川です。奨学金の制度の周知につきましてなんですけれども、3月の市広報誌での周知とあわせて、フェイスブックを利用した発信、また中学校へ奨学金の募集案内を配布しております。これは中学3年生へ配布をしています。また大竹市出身者の通う公立学校へ募集案内を配布しております。公立学校につきましては舟入高校や皆実高校等にもお配りしたりとか、あと私立高校にも募集案内をお配りしています。また大学受験雑誌の蛍雪時代にも大竹市の奨学金の制度について掲載をさせていただいております。市のホームページにおきましても募集要項等を掲載しております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 結構御努力いただいているみたいで、これにプラスとなるともう少し知恵を絞る必要があると思います。今のところ担当部署に、もう少し早く教えておいてくれればとか、苦情じゃないにしても、そういった要望というのは入ってこないですかね。

○西村委員長 中川指導係長。

○中川総務学事課教育指導係長 特段そういった御意見はいただいていなくて、むしろ市広報誌を発行する前からことしについてはどうなんだというお問い合わせがあることが非常に多いです。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 全国的に奨学金について話題になったこともありました。うちは1歩も2歩も先を進んでいるなど、ニュース報道を見ながら感じたことがあるんですが、他市町は免除に関する制度があるところって結構ありますか。御存じの範囲で、ふえてきているとか、この辺がやっているとあれば、知っていれば教えてください。

○西村委員長 中川教育指導係長。

○中川総務学事課教育指導係長 うちは三次市や庄原市の制度を参考にさせていただきました、こちらの奨学金の返還免除制度について平成24年に導入をしております。また他市町からそういったお問い合わせもちらほらいただくので、今そういった定住促進を目的とした奨学金返還制度について考えられたり、導入されている市町村が多いのではないかなと受けとめております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。大竹市の売りの一つでもあると思いますので、また、御説明があったように、定住の促進につながればもう言うことはありませんので、市内の方が知らなければ市外の方も御存じないことも多いと思いますので、うまいことアピールの方法を考えて広めていっていただきたいと思います。引き続きもっと研究をよろしくお願いします。

2点目に入ります。教員住宅管理事業についてですが、額面は少ないんですけども、以前教員住宅として使われていて、今は使われていないところが市内にも何カ所かあると。今それを教育委員会が、管理をしていると伺っているんですけども、どういう手入れ、管理がされておるのか御存じの範囲でまず教えていただければ。

○西村委員長 瀬川教育総務係長。

○瀬川教育総務係長 教員住宅管理事業でございますが、栗谷地区に小学校用ということで児童館の敷地のところ、それから中学校の横に住宅がございます。そのほかにも阿多田小学校の裏手と自然の家やさかの前のところにまだ残っております。実際に教員の利用者というのは今現在ございません。一般の市民の方が過去の経緯から入居されてらっしゃるといのが栗谷中学校の横のところがございます。残っている施設につきましては、基本的には学校も栗谷小学校以外は閉校ということになっておりますので、利用はないという状況なんですけども、取り壊しとか修繕とか、そういったところが十分にできていない状況というのは把握しております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。そうなるこの委託料の受水槽・高架水槽清掃業務委託料とか、光熱水費、消耗品費とか、一般入居されている方のために使っていると聞いて思ったんですけど、そういうことですか。

○西村委員長 瀬川教育総務係長。

○瀬川教育総務係長 実際に栗谷小学校のところの旧教員住宅と栗谷中学校の教員住宅と2つ委託料が関係しているんですけども、栗谷小学校のほうは実際に利用者はいらっしゃいません。今後あったときのためにということで管理をしています。栗谷中学校のほうは実際に入居者がいらっしゃいますので、この方が利用されているということで維持管理をしているところでございます。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。大体様子はわかったんですが、整理した方がいいかもしれませぬ、この辺はね。今の御説明を受けてそう感じましたので、今後何らかの対応をしていただく必要があるかなと思いますので、調査のところから始まるんだと思うんですが、よろしくお願いします。職員住宅管理事業についてはこれぐらいにしておきます。

それから次が、学校給食費、187ページ、予算に見えないところでこれは偉そうに言えばほめておきたいんですけども、給食センターがフェイスブックの更新を実に継続的に

やったださっているんですよ。もちろんほかの部署も今頑張っているいろいろな行事とか市の取り組みとかも紹介してくださっているんですが、どうしても週明けぐらいにはほかの部署のは偏ったりするんですけど、平日にアップする給食センターの取り組みというのは、常に本当に継続的にやったださっていて、ホームページとかブログとは違うSNSの存在意義というのをしっかり果たしていると思います。しっかりすき間を埋めてくれているかなと思っているんです。メニューを載せることはいろいろと意見はあると思うんですが、私は市全体の広報というか、市の取り組みを紹介するフェイスブックページとして大きな役割を果たしてくださっていると思っていますので、応援をしていますので、引き続きそのあたりは頑張りたいと思います。私も個人的にはSNSの扱い方として見習わないといけないかなと受けとめています。さっき見てみたら、職員も多いわけじゃないのに地道に継続的にやっておられるのは大したものだと思いますので、これからもお願いします。コツがあったら聞かせてください。

○西村委員長 重安給食センター長。

○重安総務学事課給食センター長 総務学事課給食センター長の重安です。毎日フェイスブックを掲載するように努力をしております。市民の方に食の大切さについてぜひ知ってもらいたいということで、できるだけ大竹市産のものを使うと、そのことを取り上げてみたり、旬のものであったり、そういったことで学校に通う子供たちだけではなく、地域や家庭のほうにも食の大切さについて知ってもらいたいという気持ちからそのようにフェイスブックを掲載させていただいております。今後も続けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 164ページ、大竹小学校屋内運動場照明機器更新とありますが、この大竹小学校の中庭の芝生のところですか、校舎の中にある芝生を植えたところの照明機器の更新ですか。

○西村委員長 瀬川総務係長。

○瀬川教育総務係長 大竹小学校の屋内運動場照明機器更新ですけども、体育館内のアリーナのところの照明機器を更新するというものでございます。

以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 これは夜間に使用する頻度というのは結構あるんですか。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 大竹小学校の体育館の夜間の使用でございますが、学校開放事業としているんな一般の団体が使用しております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。どうぞ。

○和田委員 171ページなんですけど、工事請負費、小規模工事で約630万円の予算を組んでいられるんですが、これはどこですか。

○西村委員長 岡崎施設スポーツ係長。

○岡崎生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 小規模工事の内訳なんですけれども、まず一つ目が栄公民館の屋上防水補修工事を行います。2つ目が図書館の非常バッテリーの交換工事を行います。3つ目として、自然の家やさかの滅菌装置整備工事を行います。4点目といたしましては、海の家あたたの浴槽天井張りかえ工事を行います。あと箇所づけなしが100万円ほどあります。

以上です。

○和田委員 わかりました。ありがとうございます。

○西村委員長 どうぞ。

○岡崎生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 箇所づけなしは150万円の間違いでした。済みませんでした。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 お疲れさまです。例によって全ての款にわたっての質問ですが、教育となると資産総額だけでも100億円を超えますので、それをお聞きするのは控えます。もう聞いても大変なので。その中でタブレット投入について、教育におけるの議会サイドが導入を進めていっていることにどういうメリットを感じられるか、そこだけ一つお聞きしたいと思います。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 我々はノートパソコンしか使っていませんのであれなんですけども、実際に日常的に議員さん方が使われているタブレットの使用についてということだろうと思うんですが、我々が特に議員さんとかかわらせていただくときに、例えば一般質問の前とか、あるいは何かお問い合わせがあったときとかにタブレットを出されて、ぱっと資料をすぐに出して見せていただける。そういったタブレット端末の特徴を活用されて膨大に資料を蓄えられて、整理整頓されてぱっと出せるように、そういった使い方を便利にされているんだろうなと想像しております。

以上です。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 私の模範解答の半分なんですけど、教育サイドで、これから子供たちの教育環境には、今現在も進めてらっしゃるんではあるんですが、子供たちの教育環境にはこういうIT機器というのはこれからどんどんいろんな勢いで進められると思います。そういう時代がくる中で、午前中の総務費でもお話しましたが、ソフト資産が高価なんです。そういうソフトウェアの導入、教育の場合はデータの購入も出てくるかと思うんですが、県教委が統括的に提供してくれればありがたいし、文科省が教育の中身を決めるのであれば、それに必要なデータやソフトも提供してほしいというのが我々の思いなんですけど、せめてそういう導入に際して教育カリキュラムがどんどん変更されていく中で、教育とかプログラミングとか今までにないカリキュラムが今後入ってきます。そういうときには今までの紙ベースでは認識できない要件を子供たちの環境の中に提供していかなければなら

い時代が来る。そのときの我々議員がさわってみて、新規の情報も入手できることもさることながら、自分たちが使っていますから先生方が何で御苦労されるだろうとか、導入に際して子供たちはそのことをどのように受けとめるだろうかという、学校教育現場の中を見たときに、これじゃ不足しとるよのというのを感じられるスキルを今、我々は使いながら身につけておるわけですね。そういう面ではぜひとも、もう大石教育長や私の年代にそれを望むのは無理ですから、ぜひともそういう面で議会がこういうものを使っていて、少しずつそういうことの情報やスキルが、特に若い議員がふえてきていますから、そういう方々の持っているものを議会で運用している内容も共有する中で、議会の理解を求めやすいんだということを我々の導入の最大のメリットだと受けとめていただきたいんですよ。じゃないかなと私は思うんです。ぜひとも。大石教育長にそういう時代の教育現場のイメージを描けて無理なんですから。でもせめて我々の世代が活躍しよるうちにその可能性をその中から感じ取っていただきたい、できればそこを少しでも言ってくれと100点満点だったんですが、ぜひともそういうことを感じ取っていただければありがたいなと思います。

大竹会館改築等事業が教育費の予算の中で一番大きいんですが、これにおいても地域ではいろんな声が盛り上がっています。いろんな要望事項も耳にしておりますけども、ぜひとも場所が変わること、建物が高いものが今度は住居の近い側へ移りますので、周辺の方々に対する気配りや心配りなんかを盛り込んでいただいた設計が進むことを期待しておりますので、それをつけ加えさせていただいて、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○細川委員 よろしくお願ひします。それでは小学校の英語教育のこと、あと学校の選択制について、学校給食の地産地消の問題、それと公民館の利用について、この4点お尋ねいたします。

まず小学校の英語教育ですが、これは164ページ、英語指導補助業務委託料、これはALTの先生だと思っただけなんですけども、2020年度から小学校においても本格導入になってくると思います。文科省も県教委もいろんなそれに向けてのアドバイスとかが来ていると思っただけなんですけども、2019年度は2020年度に向けてとても大事な時期になってくると思っただけなんですけども、現場の先生方はやっぱりなかなかカリキュラムをつくったりとか、大変な作業になるかと思っただけなんですけども、それに向けてどういう体制をつくっていくのかというのが平成31年度の予算面で見えなかったのを教えてください。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 新学習指導要領で3、4年生が外国語活動、それから5、6年生が外国語科ということで教科になるということで今その移行期間で、まず現在は3年生、4年生が年間15時間の外国語活動を導入しております。実際に新指導要領が始まりますと35時間、週に1時間程度になります。5、6年生のほうが50時間、現在行っています。実際に新指導要領が始まりますと70時間、週に2時間程度の外国語科となります。ちなみに今現在5、6年生は外国語活動をやっております。それに向けての準備なんですけども、特に中身については小学校外国語パワーアップ授業だったかな。広島県教育委員会が指定を受

けて大竹小学校のほうに加配が一人つきまして、専科的に外国語活動を担当している教員がおります。専科的にやっているので学習指導案等もすごく綿密に立てられてやっているんですけども、そこで学期に1回程度は小・中学校の英語の担当の先生を集めて研修会をしております。もちろんALTと共同の授業なんですけども、そこで特に今後の小学校の外国語科、あるいは外国語活動の進め方とか、あるいは小・中学校の接続のあり方であるとか、中学校の先生も来ていますので、そういったことも研修しております。

時間数につきましては、これは特に現在は移行期間ということで70時間あるいは35時間行わなくてもいいんですけども、来年度も同じように3、4年生は15時間、それから5、6年生は50時間で行っていきます。廿日市市の校長も交えてどういうふう実際に5、6年生が外国語科を70時間とか、3、4年生は外国語活動を35時間入れていくかというところで、本当に時間割りがばんばんになってくると、例えば木曜日にも6時間目を入れるとか、職員会議とか校内研修とか入れていたところに、入れるとか、あるいはクラブとか委員会の時間のないときに入れるとか、さまざまな入れ方というのを考えているところです。校長会等でも他市町の状況等、先んじて70時間とか35時間をやっておられるところもありますので、そのあたりの情報提供をしたりしながら、教育委員会と学校と一緒に考えているところでございます。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。授業数がふえるということで、子供たちも大変だろうなと思いますが、先生方が自信を持って子供たちに接していけるようにするためにはしっかりと研修とか、先生方のフォローも大事かと思えます。今までにプラスしてそういった新しい科目の先生自身も勉強しなきゃいけないと思うんですけども、そうやって研修の機会もふえると、今度は今までのほかの業務での負担が増えていくと思うんですけど、働き方改革とかいろいろ言われておりますが、先生の仕事量が負担がいき過ぎないような人的な支援というか、いろんな努力をされているというのは先輩議員の一般質問でもございましたが、平成31年度は特に大竹小学校には児童生徒支援加配がついている。玖波小学校と小方小学校に対してはどうでしょうか。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 小方小学校と玖波小学校には、県の市町支援加配を今までも要望してはいるのですが、引き続き県の市町支援加配と、あるいは指導方法工夫改善加配というふうに少人数指導ができるような加配とか、そういったものを要望しております。人員のプラスに関しては、市としては今までと同様、ほぼ同じ数が学級支援員、それから特別支援教育支援員、そして読書活動推進員なんですけど、ただ小方小学校につきましては栗谷小学校が休校ということで児童が来ます。実は閉校の場合ですと県のほうで統合加配、2年目から非常勤講師になるんですけども、そういったものが措置されるんですけど、休校ですので措置されません。その分やはり集団に適用できるよう、そのあたりのことを注意深く支援して、見守っていく必要があろうかと思えますので、昨年度と比べてプラス1名そういった支援員をつける予定でおります。プラスの対応についてはそういったところです。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。現場の先生方の様子を見ながらしっかりと支援をしていただければと思いますのでお願いいたします。

次に学校選択制に移ります。これを導入して10年、もうちょっとかな。かなりたっつきていると思います。保護者の皆さんの中にも定着してきている制度かとは思いますが、来年度に向けて学校選択制がどのように動いているのか、総数で結構です。学校が変わる方が何人ぐらいいらっしゃるかだけで結構ですので、小学校と中学校でお願いします。その理由の中で特徴的な気づきがあれば教えてください。

○西村委員長 中川教育指導係長。

○中川総務学事課教育指導係長 学校選択制なんですけれども、平成31年度入学者で学校を選択する方は、小学校で14名、中学校で12名、合計26名という状況でございます。やっぱり主な理由としては、上のきょうだい学校選択制で選択した学校に行っているの下の子どもそのままそちらの学校に行きたいであるとか、部活動の関係で行きたい学校を選ぶ等々の理由がございます。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 もともとこの学校の選択制を導入されたときに、それぞれの学校のよさ、特色をさらにいい点を伸ばして、選ばれていく学校に行きたいという趣旨があったように思うんですけども、その辺の趣旨はどうですかね、生かされていますでしょうか。

○西村委員長 真鍋学事課長。

○真鍋総務学事課長 始まったのがニーズというか、規制緩和があった時代であったと思います。また先ほど言われました特色ある学校づくり、特色というのはやっぱり無理やり特色を出そうというんじゃなくて、その学校の課題に応じて当たり前に行っていることを、当たり前以上に課題に応じて取り組んでいこうということで特色が生まれてくるという、そういった意味の特色だっただろうと思います。この学校選択制が学校に変化をもたらすようなそういった仕組みともいえると思うんですけども、実際に9月に学校選択制ガイドブックを、翌年に入学する新小学校1年生とか、新中学校1年生、現6年生に配付しております。その中に学校の特色であるとか、こういったところを頑張っていますとかいったところをすごく書いて、知っていただくと。学校選択の一つの判断基準にしてほしいと考えております。実際の選ぶ理由は先生の努力とか、そういった特色とかというよりも、通学距離であるとか、部活があるなしとか、そういったところが主な理由になっているのが実際のところだろうと思います。先ほど言いましたように、さらにこういったことをこの学校は頑張っていると、特徴なんだよということをアピールしていかないといけませんし、余りプラスマイナスそこまでのはないとは思っているんですけども、やっぱりそういった意味で、たとえ選ばれなくてもその辺を支援していくような教育委員会の取り組みとか、そういったものがもしそうであれば必要だと思います。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 おっしゃるとおり、部活動を理由にというのは気になるんですよね。特に小規模になってくると、部活動も教育活動の一環と以前聞いたことがありますし、位置づけは子供の成長にとってとても大事な役割を果たしていると思うんですけども、数があればいいというものじゃありませんが、やっぱり子供にとって、自分の子供時代、自分の子供の子供時代を見ても、部活動というのは学校生活で自分自身を成長させてくれたりとか、楽しみの一つでありますので、やっぱりよりよい過ごし方をさせていただきたいと思うんですけども、今例えば、以前、一つの学校単位で野球ができなくなっているよねと御紹介をいただいたことがあります。例えばスポーツ系であれ、文化系であれ、学校の枠を超えて一つの部活として指導していくといった、そういう考え方というのは、近ごろ多くの地域で子供が少なくなっておりますし、そういったのは考え方として、もう少し制度として出てこないでしょうかね。どうでしょうか、教えていただければ。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 まず部活動の数なんですけど、玖波中学校が本年度6、小方中学校が8、それから大竹中学校が11の部活動の数となっています。これはやはり子供の数、クラス数に応じて教員の数が決められますので、やっぱり教えられる教員がないということで部活動外部指導者とかボランティアで来ていただいたりとかいうようなこともさせていただいております。部活動は先ほどおっしゃいましたように、学校の教育活動ではあるんですけども、一応教育課程外ということになっていますので、ちなみに今部活動が今後の業務改善とか、働き方改革、先生方からいうとあわせて子供にも過度なことはそこまでというようなこともあわせて考えていこうとされております。実際にはないというか、合同でという話なんですけど、例えば玖波中とか小方中には野球部がありますが、これを合同で、廿日市市の中学校でも合同チームをつくって大会に出ると、実際に試合出場についてはそういう合同でということは今現在も行っているところです。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ぜひ子供たちにいろんな体験ができるチャンスを広げていっていただきたいなと思いますので、学校の特色とあわせて、希望する部活がないことが理由で、本当は地域の学校に行きたいけども、よそに行こうかというのは、できたら私はやっぱり生まれて育ったところの学校に行ってほしいなと願っておりますので、研究していただきたいなと思いますので、お願いいたします。

学校給食費。187ページからです。先ほどフェイスブックの話で地元の野菜を使ったときは紹介していますといった御紹介がございました。できるだけ地元の地産地消を進めるということで取り組んでおられると思いますが、最近の状況について教えてください。

○西村委員長 重安給食センター長。

○重安総務学事課給食センター長 地産地消の状況ということでお答えさせていただきます。平成28年度からマロンの里交流館から給食センターへの納入が始まりました。平成28年度当初は年間約500キロの野菜が納品されておりましたが、現在では2月末現在で2,000キロ

を超える納品がされているということで、かなり大幅アップなんですけど、そういった形で松ヶ原や栗谷でとれた野菜が給食センターで使えるようになっておる状況でございます。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 大変うれしい状況かなと思います。ぜひ食育にも生かしていただければと思います。ありがとうございます。これによる経済効果については農林水産業費のほうでまたお尋ねしたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。社会教育は2回目です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 ページ数で言えば165ページと168ページに小学校、中学校それぞれの要保護及び準要保護児童援助費という費目がありまして、それなりの予算措置がされておるんですが、今、要保護及び準要保護児童援助費の対象となる要保護児童の数、それから準要保護児童の数、それぞれ明らかにしてもらいたいんですが。

それで173ページに放課後子ども教室事業、175ページに放課後児童クラブ運営事業というのが費目ごとに予算措置がされているんですが、この事業の内容について説明をお願いしたいです。それからこの事業に参加している児童数、その教育ということが主たる事業の内容にもなろうと思うんですが、配置されている指導員なり、どういう状況にあるのかあわせてお願いします。

○西村委員長 中川教育指導係長。

○中川総務学事課教育指導係長 要保護児童の生徒数と準要保護児童の生徒数についてお話をさせていただきます。現時点、2月26日時点なんですけど、小学校では要保護児童が3名、準要保護児童が217名で、合計220名でございます。中学校では、要保護児童がゼロ、準要保護児童が104名で合計104名でございます。

以上です。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 それではまず放課後子ども教室事業のほうから説明いたします。こちらですが、放課後とか長期休暇中に子供たちのために居場所を設けまして、学習やスポーツ、文化活動などのさまざまな体験活動、そういったことや地域との交流活動を行っております。例えば総合市民会館とか玖波公民館、栄公民館、小方小学校、そういったところで行っておるんですが、例えば運動だとかいろんな体験学習、工作、料理とか行事などの体験学習、そういったことをやっております。それぞれ各教室に指導員が2名程度ついております。

それから次に放課後児童クラブ運営事業ですが、こちらの保護者の就労支援に合わせて子供たちの放課後の居場所づくり、いろんな指導ということでございます。こちらは各小学校に、沿岸部の小学校3校にそれぞれ一つずつ児童クラブを設けております。

支援員の状況ですけれども、まず大竹小学校ひかり児童クラブについては12名、小方小学校みどり児童クラブについては12名、玖波小学校のあすなろ児童クラブで3名と合計

27名という臨時職員が配置されております。それに加えて、長期休暇にはプラスアルファの指導員が加わるという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それでこの165ページの要保護及び準要保護児童援助費、168ページに示されておる要保護及び準要保護生徒援助費、これは本年度と新年度でどこが変わったかということとはわかりますか。変わっていたらどこが変わったかということを示してもらいたいのと、それから就学前にこういう制度を活用して劣等感に陥るようなことがないように教育委員会としても実施をすべきではないかということ、私を含めて同僚議員も本会議での一般質問等を通じて要望した経緯があるんですが、大竹市は今この制度の活用については就学前に実施されているんですか。どういう状況ですか。そのことをあわせてお願いします。

それから今、173ページの放課後子ども教室事業と175ページの放課後児童クラブ運営事業についての説明があったんですが、放課後児童クラブ運営事業については各小学校で実施しているという話でしたね。それで放課後子ども教室事業は、校区ごとにどこか学校以外の施設を利用して実施しているということですか。参加している児童数は、放課後児童クラブ運営事業については大竹小学校、小方小学校、玖波小学校とおっしゃったんですが、もう一回、放課後子ども教室事業について、利用されている人数はどうですか。もう一回。

○西村委員長 中川教育指導係長。

○中川総務学事課教育指導係長 各援助費による就学援助のことについてお話をさせていただきます。就学援助の制度における、援助の内容が平成30年度と平成31年度でどう変わったかということについてなんですけれども、まずは平成29年度からお話をさせていただきますが、平成29年度に国の基準の見直しが行われ新入学児童生徒学用品費等の金額自体を約2万円増額しております。平成29年度に新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の制度を導入いたしまして、平成30年度に入学する新1年生の方についても平成29年度中にその新入学児童生徒学用品費等をお支払いするというのをいたしました。平成30年度もそのような取り組みをしております。また平成30年度についても国の基準の見直しが行われ、その新入学児童生徒学用品費等の額が約1万円増額しております。平成31年度の新入学予定者に対してはこの3月14日に新入学児童生徒学用品費等の振り込みをする準備をしたところでございます。平成31年度の予算ですが、小学校については就学援助の対象者数自体がふえています。そして、新入学児童生徒学用品費等の額自体が、増額したということもありまして、小学校については平成30年度より238万円増額しております。

中学校なんですけれども、対象者数が変わらないと見込んでおります。なので新入学学用品費の増額分で40万円多く金額を計上しております。

また入学前支給につきましては、12月に新小学校1年生になる御家庭の保護者のお宅のほうに、入学前支給の御案内をしておりますので、そういった形で漏れなく周知できているものと思っております。

以上です。

○西村委員長 三井社会教育係長。

○三井生涯学習課課長補佐兼社会教育係長 放課後子ども教室の参加人数等について御回答させていただきます。総合市民会館のほうは4講座やっております69名、旧小方中学校体育館が39名で1講座でございます。玖波公民館が1講座で16名、栄公民館が2講座で43名、小方小学校の空き教室で18名で、トータル185名でございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、国の基準の見直しに伴い、平成31年度について各援助費が増額されたという話ですね。それでこの要保護及び準要保護児童援助費ですね、これは準要保護児童の場合、自治体の裁量権に委ねられる部分が大いと思うんですが、これは国の基準と同等に扱うということになつとるんですか、規定は。どうなります。私の理解では、要保護対象になる児童については国がきちんと基準を決めて金額も示しておりますよね。準要保護の対象児童については、特別な規定がないと思うんですが、大竹市では規定はなくても同等の扱いをしてきたとしているという理解をするのがどうなりますか。そのところをはっきり。

それで既に大竹市では就学前の支給はやっておるということでしたね。それはいいことです。私が最初に質問をしたときには、よそもやっとなのに大竹市でそこまで踏み込めないというのが大石教育長の答弁にあった。だから大きな前進だと思うんですがね。全国的にもう73%とか78%が実施している状況ですが、大竹市もおくれをとらんようにおやりになったということで私も評価をします。

それでこの放課後子ども教室事業だとか放課後児童クラブ運営事業だとかいうのは、保護者負担はどういうことになっておりますか。それと今、国のほうでは幼児・児童に対する保護者負担をなくして、子育てに力を入れると、子供の社会的な格差や経済格差、教育格差を解消するということに力を入れるんだということが大々的に言われて、またそれに関係する法整備もされたようですが、これは保護者負担というのはどうなっていますか。173ページ、175ページに記載されている子供教室事業、児童クラブ運営事業に参加している児童の保護者のね。これは規定がどこかに載つとるんかね。

○西村委員長 三井社会教育係長。

○三井生涯学習課課長補佐兼社会教育係長 放課後子ども教室の負担金でございますが、年会費としまして、講座によって違うんですが、1,500円から3,000円を集めております。特に規定というのはございません。

以上です。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○坂井生涯学習課課長補佐兼青少年育成係長 青少年育成係長の坂井と申します。放課後児童クラブの保護者が負担する利用料についてでございますけども、大竹市におきましては、利用児童の利用区分に応じまして、月額3,000円から4,500円の範囲でこれを設定させていただいております。これは大竹市放課後児童クラブ条例に規定をさせていただいているところでございます。

そのほかに、この保護者負担といたしましては、あと生活活動費、例えばおやつ代であるとか、あと傷害保険の保険料、こういうものもあわせて保護者の方に負担をしていただくということになっております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 一般的に言う学童保育事業やね。今まではそういう言い方で我々も予算決算の時期にもいろいろ意見交換してきたんですけど、あれとは性格が違うんですかね。学童保育事業、これはかなりの歴史を持つとるんですが。性格が全然違うもので、近隣市町で大竹市のこの運営実態と比較して、保護者負担なども含めた事業内容にどのような、扱い方の上での差があるのかということでもいろいろ意見を聞くんですが、大竹市は特別にあるんですか。この児童に対する思いやりのある運営をやっておられるということになりますか。

○西村委員長 坂井青少年育成係長。

○坂井生涯学習課課長補佐兼青少年育成係長 放課後児童クラブにつきまして、これは今委員さんがおっしゃいました、もともと学童保育といわれていたものが、現在は放課後児童クラブという形に名前を変えてということで、これは全国的に実施されておるもので、特に大竹市だけが特別に行っている事業ということではございません。

以上です。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 現在の放課後子ども教室と放課後児童クラブの役割ですが、平成26年7月に厚生労働省と文部科学省が連携しまして、放課後子ども総合プランというのを策定されております。これは全ての小学生が放課後を中心に安全・安心に過ごして多様な活動なり体験なりを行うことができるように定められたものです。この方策をさらに進めるために放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に実施というのを今国のほうで推奨されております。なかなか一体的にというのは難しい状況もありますので、現在は放課後子ども教室は週に1回程度、いろんな公民館とか学校とかいろんな施設を使ってそういった居場所づくりを行う。一方で放課後児童クラブは各学校内に施設がありますので、そちらのほうで子供の面倒を見るというような役割分担で進んでおります。

以上です。

○西村委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第1回目の質疑を終結いたします。

続きまして、2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 1点だけお願いします。182ページ、自然の家やさか管理事業ですが、私ももう20年近く前にあそこを1回利用したことがあるんですが、現在の年間の利用頻度、人数はどのぐらい利用されているのか聞きたいんですが。

○西村委員長 岡崎施設スポーツ係長。

○岡崎生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 自然の家やさかの利用者数なんですけれども、平成29年度実績で1,144人となっております。

以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 結構利用されているんですね。それであそこは小学校跡地ですよ。もう築何十年か経つと思うんですが、何年かわかりますか。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 自然の家やさかの建築の経過年数でございます。宿泊棟と食堂、浴場と分かれておりまして、宿泊棟のほうは築59年経過しております。また一方の食堂、浴場のほうは築30年経過しておるという状況です。

以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 これはもちろん耐震構造になっておるんですかね。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 宿泊棟は昭和34年建築ということで、これは旧耐震基準です。一方の食堂と浴場については昭和63年の建築ですので、こちらは新耐震基準となっております。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 耐震構造になっていないところがあるのなら、年間結構利用されていますので、危惧するんですよ。考えがありましたら。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 宿泊棟のほうですね、こちらは旧耐震基準ということです。1階建てということで、多少は大丈夫かなという思いはあります。ただ旧耐震基準ということで、自然の家やさかについてはまだ方向性が当面存続ということで定まっておられませんので、施設の老朽化等を考慮しながらどうするかということは今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 大変小さなことをお聞きします。昨日大竹中学校の卒業式に出させていただきますたら、前に敬愛という額縁がかかっているんですが、この額縁の敬の字の後ろにバレーボールが1個ひっかかっているんですよ。これは先生取れんですわ。あれ7.5メートルあるんですよ。子供が取ろうといたらとんでもないことになりますので、なぜそれを知っているかといいますと、芸予地震のときに愛の字が落ちたんです。敬愛の愛の字の額縁が下へ落ちたんです。余りにも高いからこれはとてもじゃないけど素人じゃできんぞということで、3月のことですから、卒業式の寸前なんですよ。愛の字が落ちたんです。そのまま卒業式をせざるを得ない。保護者としてはこれはならんぞということで、お父さんチームが集まりまして足場を組みまして愛の字をかけたんですよ。これで卒業式を迎えられる。そういうことであつたので、高い体育館のそういうことであるのに、もうよほどでない手が打てない。なぜこのことを申し上げたかということ、きのうカーテン、暗幕が全部しまつとるんですよ。卒業式のときに南側の日差しで日が入りますと卒業式のせっかく

のしみりしたり、文化祭で劇をやるときに光が入ったんじゃないけど気分が出ないんですよ。そのカーテンが20年前、15年前ですか、暗幕を直してもらえないんですよ。特に南側がどんどん紫外線で痛みます。体育館と更衣室を調べてみました、固定資産台帳で。そうしますと耐用年数は47年、経過年数は全部20年以下、そうしますと建物の償却はまだ半分残ってるんですよ。でもカーテン、カーテンって物品ですよ。備品ですよ。これ建物と一緒につくったら耐用年数は47年なんですよ。なぜ暗幕が直してもらえないのか、これは仕組みの問題だと思います。カーテンやブラインドで固定資産台帳で物品で上がっているのは大竹小学校のカーテンだけなんですよ。全部校舎は新しくなりましたが、大竹小学校だけがカーテン一式、耐用年数何年だと思われませんか。3年です。そうしますと新しい建物を建てました、更衣室や体育館の暗幕、耐用年数は47年になっている。でもカーテンそのものは耐用年数3年なんですよ。そうしますと暗幕が物すごい高い位置に付いているんですよ。2階に上がって、脚立を立ててカーテンレールをおろさないとね、保護者と一緒にそれを縫って直したんですが、上へあがるのは大変怖いんです。これは業者じゃなきゃやらしてはいけないんです。ですから体育館の耐用年数は47年だけでも、まだ償却に半分残っているけども、特に南側、大竹中学校は東西に流れていますから南北に暗幕があるんですよ。大竹小学校は垂直なので紫外線が当たりにくいんですよ。他の体育館も軸を見ていただいて、暗幕や更衣室のカーテン、傷みぐあいは激しいはずですよ。南側は特に。そういうところを、私こういう数字ばかり言いますが、逆に皆さん方の学校現場の備品類をきめ細かく固定資産台帳に上げて、それぞれの物品の耐用年数で登録しておくんですよ。そうしますと企画財政課は厳しいですから、予算を下げ、下げというけども、これ耐用年数の3倍使つとるんよと言えるわけですよ。そこ。先ほどこの庁舎の改修において建物の工事と電気設備と機械設備は対応年数が違うので別計上されますということ少し安心したんですね。ソフト資産にしてもしかり、今のような学校現場で更衣室のカーテンがぼろぼろのところに着がえるというのはもうおかしいですよ。そういうところに先生方がお気づきでも、予算がないけんできませんという回答しか返ってこない。そこで保護者が一生懸命努力するんですが、あんな高いところは保護者でもやらしちゃいけないですよ。ぜひともこういう資産管理の仕組みの活用の仕方をこういうところで少し学んでいただいて、あるべき姿に近づけると、3年たったら更新しろという意味じゃないんですよ。でも47年の償却資産の備品を何十年も持たせるのは無理です。そういうところを財産の仕組みを基幹の企画財政課の皆さんとの予算でのシーリング交渉の中でしっかり活用いただきたいと思うんですが、先生方もそのときに導入した備品はそのときで終わるんですが、3年したら5年したらそこにおられないんです。次の課長や係長が苦労するんですよ。今上げておくときなんですよ。ぜひともそういう考え方を、特に学校教育現場、社会教育施設、そういうところの償却の短い、耐用年数の短い物件に対する更新のエネルギーを組織の中で見い出せるような仕組みづくりをぜひとも活用いただければと思います。意見としてですが、何か御意見あればいただきたい。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 貴重な御意見ありがとうございます。先ほど大竹小学校の屋内運動場、

いわゆる体育館の照明のこともありましたけども、あれはもうこちらのほうで行ったらすぐに気がついて、これは余りにも6割ぐらいしかついていないとか、あるいは体育館の床下の板が少し剥げていてこれは危険だということについては、そういった緊急度からもう床板のほうは直ささせていただいて、照明についても来年度させていただく予定にはしているんですけども、本当にそうやって意識して我々も見に行かないと気がつかない部分もあって、これは早くやらないといけないというものもありましょうし、これはまだいいかというものもあるかもわかりませんが、先ほどおっしゃいました資産管理の仕組み、そのあたりを学習させていただいて、そういった物品の整理の仕方を考えさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 社会教育施設につきましても、特に体育館を中心に暗幕が使われています。いろいろ利用者の方から何とかならんかという声もあるんですけども、これは優先順位をよく考えまして、来年度は総合体育館のアリーナについては暗幕を一式取りかえるという予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。そういう面で、私は数字ばかり言っとるようですが、あくまでも仕組みの問題だと思っております。人事の仕組み、会計の仕組み、それをプラス側で生かす手法もあるんだということも考えていただきながら、ぜひとも前向きな事業の運営に進んでいただければと思います。ありがとうございました。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 済みません、一回目に時間が足りなくて触れられなかったんですけど、社会教育施設のほうの公民館の利用についてお尋ねいたします。資料要求をさせていただきました玖波公民館と栄公民館について、曜日ごとに利用者数を出していただきました。ありがとうございます。それで資料を出していただいたおかげで気がついたんですけども、両公民館とも日曜日が少ないですね。日曜日に関しては敬老会があったり、公民館祭りがあったりいたしますので、市の行事の関係とその他一般利用ということで分けていただきましたが、利用者数からみると一般利用の方が少ないかなといった印象を持ちました。これは日曜日の管理体制というのはどういう体制でされているのかということと、日曜日の一般利用については、こういう団体が特に使うとか、何かそういった特徴があるのかどうか、御紹介をお願いいたします。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 栄公民館、玖波公民館の日曜日の勤務体制でございます。シルバー人材センターから派遣で来ていただいております、1名の方に来ていただいております。

一般利用の傾向ということでございますけれども、結構飛び入りと言いますか、子供たちだろうと思っておりますけれども、大ホールを数人で使ったりとか、そういった利用はかなり多いと思っております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ということでシルバー人材センターから1名来ていただいているということで、職員の管理体制からいったらかなり手薄かなといった印象を受けました。その中で利用者ですが、これはだから生涯学習グループが定期的に使っているというよりは、個人の方がきょうはあいているので、特に子供中心ですか、行って二、三人で卓球をしようとか、中で動き回ろうとか、そういった利用が多いということでしょうかね。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 そういうふうに認識しております。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 大ホールを開けていて、大ホールも公民館も大きな施設ですからできるだけ利用していただければなど、とてももったいないなという印象を受けます。子育て支援の関係でお父さんの仕事が土・日休みと決めつけちゃいけません、日曜日にお父さんの仕事が休みなので子供を連れて思い切り遊びたいとか、特に雨の日は行く場所がないとか、そういうことも聞いております。あいているのであればもっとそういった子育てへの開放というのも選択肢の中で考えられるんじゃないなとは思いますが、一方で、一人一人使って利用者数が非常に少ないと、公民館の特別な事情があればそのときは開ければいいことですし、平常は閉めても利用者に余り大きな影響はないかもしれないなといった考え方もあります。全体の利用頻度も考えて、今後の公民館の活用の仕方について、効率的な活用の仕方について検討をしていく時期ではなかろうかという気がいたします。午前中に支所のことにも触れさせていただきましたが、一つの施設に両方入っているわけですから、垣根を越えてお互いに、どうしていったら市民のサービスを低下させずに一番効率的に使えるのかというのを検討していただけないかなと思うんですけど、願望なんですが、もし少しお答えいただけるのであればお願いします。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 今回、資料要求をいただきましてまとめさせていただきました。確かに日曜日の利用人数が少ないと思います。先ほど子供の利用が多いと言ったんですが、栄公民館につきましては結構グループ活動が多くありますので、そこは改めさせていただきます。玖波公民館と栄公民館、少し日曜日の利用の傾向が違うと思っております。特に玖波公民館につきましては一般利用が少ないと、市行事が多いと、一方栄公民館は逆に一般利用が結構多いというような状況になっておりますので、一概に公民館は日曜日が少ないから、例えば休館しましょうとか、そういった方向になるのか、先ほど御提案いただきました、子供の遊び場として開放するというような方法もありますので、どちらがいいか、当面は利用状況等を見ながら考えさせていただきたいと思っております。

あと関連しまして、大竹会館につきましては、これは木曜日が休館となっております。ただ今、設計を進めておりまして、来年度から工事に入るという関係で、今後は市民スペース等が広がってまいりますので、逆に木曜日に支所だけでいいのかという思いもありまして、その辺とあわせて考えさせていただければと思っております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。バランスを考えながらお願いしたいと思います。栄公民館に関しては、若い世代がふえている地区だと聞いておりますので、全部の公共施設を同じように使う必要はないんじゃないかと思っておりますので、状況を丁寧に見ながら市民サービスをよりよくしていくためにお願いいたします。

実は関連でおがたピアについての生涯学習課のお考えを少し伺いたいんですけど、平成30年度のおがたピアの利用状況の資料を出していただきました。小方公民館を閉館するに当たって、公民館的な活用の仕方も今後考えていくといった御回答をいただいております。社会教育施設としてのスキルを持った方が常駐しなくなるということで、非常に小方地区における社会教育に関しては懸念していたところですよ。この状況をどのように感じますでしょうか。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 確におっしゃいますように、旧小方公民館の時代には公民館の自主講座が10講座、らんらんカレッジというものが5講座、そういった状況です。現在、今年度は2講座、らんらんカレッジが2講座ということにとどまっております。生涯学習グループにつきましても、旧小方公民館では20グループありましたが、現在では9グループというような状況です。公民館活動という面では数字を見ますと確かに少なくなっているという認識はしております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 おがたピアに関しては、基本的には休館日がなく、月曜日から日曜日まで開館しておりますね。公民館ではないもう少し柔軟な使い方ができるということで、地域の活動拠点としてはより可能性が出てきたんじゃないかと期待を持っておりましたが、利用実態がいま一つ伸びないということで、教育委員会サイドからも少しおがたピアの利用についてというか、社会教育拠点としてのおがたピアの可能性について平成30年度、1年間経ったところで平成31年度に向けては少し支援体制も含めて考えていってもいいのかなと思います。玖波公民館と栄公民館についても今後どうしていくのかといった大きな課題がありますので、おがたピアが一つのモデルとして考えられるかどうかですよ、その辺も含めて今年度はどうでしょうか。何か少し検討していくといったおつもりはおありでしょうか。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 いわゆる公民館活動、必ず公民館でやらなければならないかどうかというのは、これはいろんな考え方があろうかと思います。場所が要るのか、それとも要らないのか、どういったところで公民館活動ができるのかといった視点でもこれは考えていく必要もあるんだろうと思います。地域福祉会館につきましても、実際問題そこにはこういった講座とか、企画立案する職員がおりませんので、そこでは自主講座ということではなかなか生涯学習課として立ち上げるのは難しいんだろうと思います。ただその場を使ってこういった活動とか支援や講座をうっていくというのは、これは可能かと思えます。例えば生涯学習課の職員であるとか、嘱託員であるとかが主体的に講座を企画立案いたしまし

て、例えば出前講座のような形で地域の人に来ていただけないか、また指定管理者がシルバ一人材センターということでございますので、例えば高齢者向けの講座であるとか、子供たちに高齢者の方の知識とか技術とか、そういうことを教えていただくような講座とか、こういったことは勉強してやっていけるのではないかと思います。

来年度はそういった形で、まずは出前的な講座の企画を今考えております。そのあたりを広げていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 私の一般質問ではありませんが、生涯学習課から一般質問の中で玖波公民館についても、機能強化について、今後はしていく方向で取り組んでいきたいといった御答弁があったと思いますので、玖波公民館に限らず、社会教育施設、社会教育そのものについてのあり方についてはいろんな方の知恵をいただき、また地域で活動している方の声なんかも聞きながらぜひ進めていっていただきたいと思います。要望です。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 機能強化と言ったつもりはなかったんですけども、ハード面については、いろいろ制約がある中で、ソフト面についてはこれを維持、推進していきたいと申し上げたつもりでございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第2回目の質疑を終了します。

続いて、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 先ほどの放課後児童クラブ運営事業のことなんですが、昨年の12月の国会にこの事業を13の法案と一緒にして国では改正案が国会に提出されたということをごマスコミ報道でも私も知ったんですが、御承知ですか。この放課後児童クラブ運営事業に関する問題と、それから今教育委員会が所管している公民館という社会教育に関するものを市長部局に関する、こういうことを含めた法案が国会へ提出されたと報道されているんですが、大石教育長は御存じですか。その中でこの放課後児童クラブの運営に当たっては、ここに大竹市の条例があるんですが、その中でも2名以上の放課後児童支援員を配置すると条例でもうたっている。これが国のほうでは今度は参考基準だというふうな言い方で、1人でもいいとするんだという内容です。そういうことになると、例えば40人の面倒を見る、教育を含めた世話を中身のある対応をするということになると一人ではなかなか無理じゃないかというのが、各界専門家の間で指摘されているんですが、そういう国の対応について自治体から国に対してそういう無理なことをしないでほしいという意見を述べたり、そういう自治体としての意向を反映させるような機会はないんですかね。そのことを踏まえて、今ここで私がお聞きしたいのは、教育長として今のような法の改正がもしなされるということになると心配はありませんかということを知りたい。

そのことがまず一つ。それから社会教育に関して、幾つも教育委員会の手を離れて市長

部局に移管するということが言われているんですが、これは教育委員会は予算を持たないから市長部局との話し合いや合意がないと市長も予算をつけることにならるので、どうしても立場上は弱い立場にあると思います。お金を持たないとやろうにもやれんわけ。だから市長が、社会教育を含めてどういうお考えを持つかが、非常に大事で今後の施策にかかわる問題だと思うんですが、そのことも含めて、やっぱり地方自治体、市町村段階での意見の言える場というのがどうなんかということをしはいつも思うんよね。上だけ見たってしようがないということが進められるというんじゃないと思うんですが、そういったことを含めて教育長の忌憚のない意見を聞かせてください。できることならやっぱり上を向いてものが言えるようなことにならんとよくないと思うんですがね。

○西村委員長 大石教育長。

○大石教育長 今の12月末の国会での議論というのは私は承知しておりませんので、詳しくは申し上げられませんが、私の思っていることを少し述べさせていただきます。

まず放課後児童クラブについてですが、放課後児童クラブはもともと就労支援というところから始まって、厚生労働省の管轄でございます。したがってこの放課後児童クラブを所掌しているのは広島県内においても3分の2ぐらいは市長部局で所掌しているという実情がございます。一方、放課後子ども教室は放課後に子供たちの居場所づくりのために公民館や学校とかいう場所を使って子供たちのために活動しているものでございます。これは文部科学省の所管でございます。そういった文部科学省の所管と厚生労働省の所管ということで、今先ほど生涯学習課長のほうが申しましたように、一体化した事業を進めていこうということで、いろいろ数年前から取り組みを始めているわけですが、なかなか現状としてうまくいっていないということを承知しております。今の放課後児童クラブについては、もともと教育ということをしていないものですから、もちろんそこには子供たちをしっかりと見守っていくというのがあるんですが、あくまでも厚生労働省の所管ということでの役割がございますので、そのあたりを今、ひかり、みどり、あすなると3児童クラブがございますけれども、その支援員さんたちは子供たちをしっかりと見詰めながら見守っているところでございますので、今の山本議員の質問のお答えにはならないかと思えますけど、また実情を把握しまして、また述べさせていただければと思います。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 これは去年の12月11日とか26日とかの中国新聞含めて載りましたよ。閣議決定されたのは私の言い間違いでこの3月8日です。そこでは児童福祉法など13の関連法をまとめて見直す第9次地方分権一括法案を決定したと。その法案の中にはこれまで公民館や図書館などが教育委員会の所管だったが、これは市長部局に移管をするんだということも含めて、社会教育法の改正も含まれると、13の法改正の中にそういうことが含まれておることなんです。だから認識がないなら認識がないでしょうがないんじやが、意見をやっぱり述べてもらいたいと思うので、教育長としてこれがあつたら心配するということについての答弁をください。こういう経過を知らないならそれはしようがないですが、そういうことをもうやろうとしているんだから、現行の市の条例に照らして、どうお考えなんですかということをお聞かせください。

それでも一つの大事な問題は、国のほうは教職員の労働時間の短縮についてなかなか教員の配置をやらないと、県のほうも人事権を持ちながらやらない。やらない一つの原因の中に私はこの間の本会議で教職員の労働時間の短縮といいながら過重な負担を軽減するために実態調査をしとるんですかと聞いたら、実態把握はしていないんだと、こうおっしゃるから、県のほうもそがんことじゃ対策の取りようがない。大竹市だけが実態把握をしないで県に報告せんのですか。全県的にそういう状態なのか。それじゃあ困るでしょう。だからまず実態把握をこの教育委員会もしっかりやった上で、過重負担をなくすためにどうするかということで議論を進めて、必要な対策をとるというふうに一歩ずつ前へ進むのが準備やと思うんですがね。それで部活よね。多くの児童・生徒の希望に応じて部活動をやっているんですが、これは教科ではないから勤務時間には入らんということを政府機関のほうでぬけぬけと言うらしいんじやが。これはどうなるんですか。それは学校ごとに児童のためにやるんだから国としてはそこまでは面倒見ないよという言い方が本当に妥当なのかどうかと私は思う。そこを考えないと教職員の勤務時間の短縮なんていうのはできませんよね。そこも含めて、この機会に大石教育長の確たる見通しのある見解を示してもらいたいんですが。

○西村委員長 今、山本委員から言われた3月8日の閣議決定された件につきましては、まだはっきりしたものが出ていませんので、教育長のほうからわからなければわからないで結構ですから御答弁をお願いします。

大石教育長。

○大石教育長 今、3月8日の閣議決定された件については、やはりしっかり勉強して、それに対して市としての考えを示したいと思っていますので、もう少し時間をいただければと思います。

それと働き方改革ですけども、やはり教員がしっかり子供と向き合って、子供のために力を尽くしていくというのが極めて大事だろうと思います。そのために長時間勤務の解消に努めていかなければならないと思っています。今の実態把握については、各学校で入校、退校時間をしっかり記録をとっておりますので、これは実態については把握ができるはずで。それと我々としても今まで何度もお伝えしましたように、部活動についても休養日を設定したり、また外部の指導者を活用したり、また市としても運動部の教育委員会としての方針を示しているところでございます。この1月、2月にそういった方針を示して、各学校においてそういった運動部についての見直しを図っているところでございます。

また今の長時間勤務の解消については、スクールサポートスタッフ、要は学校の事務の軽減化を図ったり、そういった学級支援員であるとか、読書活動支援員などの人的な配置もしているところでございます。そういった取り組みを通して学校が、また先生方がしっかり組織的な取り組みをして子供たちと向き合う時間を確保していくという取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 教職員の時間外勤務についてでございます。先日、本会議のほうでお

答えをしました。お答えしたのは、年に数回、学校訪問の際に、先ほど教育長が申し上げました勤務時間の記録簿、入校、退校の記録というものですけれども、それを見せてもらって指導していると、ただその時点で本当に末期的な症状というか、そのような時間外勤務はないと把握しております。昨年度までは業務改善指定校というのに玖波小学校・玖波中学校以外が指定されておりました、ある程度の量のアンケートがありました。そのアンケートで細かく先生方一人一人の勤務の実態を把握することができておりました。ことはその指定が外れましたので、特にそれで把握することはできておりませんでした。ただ先日の本会議で御質問等いただいて、最近の実態も、先の時点では把握していないということをお答えしたんですけれども、何らかの機会に聞こうということで、先日3月8日に校長先生方に出会う機会がありましたので、その機会にお聞きをしました。改めて文書等でいろんな回答をしていただくとそれが今までもあったんですけど、業務改善という名前の業務になってしまうというようなことがありましたので、できるだけそういったことのないように聞き取りをさせていただきました。夜9時以降残って働いている教員はどれぐらいいますかということでお聞きしました。来年度の働き方改革の方針も県に準じて市のほうでも定めるつもりなんですけども、時間外勤務80時間は防ごうという目標を立ててやるつもりなので、夜9時以降という目安で聞いてみました。大体80時間を超えている教員は市内では18名ぐらいです。時期によっても違います。今は特に卒業式の準備とか、成績表、あるいは指導要領の作成等ありますので、今現在聞けばすごく多いかなとは思いますが、平日ほぼ毎日ということであれば、大体7時までで帰るとか、7時過ぎには帰るとか、8時から9時までには帰るとか、そういった実態で特に心配な教員はいませんが、ただやっぱり80時間越える教員もいるということは聞いておりますので、これについては学校の取り組み、それから市教委の取り組み、特に仕分け、人をつけて仕事を分担する、協力するとか、あるいは学校独自の行事の精選、内容も精選するとか、そういったところで効果を期待しつつ、努力すれば我々が目標にしようとしている平成33年度には80時間の時間外をする教員をゼロにするということを目指していけるのではないかなという見通しは持っております。

それと山本議員からの御質問へのお答えがまだだったことがありましたので、国の要保護児童生徒援助費補助金の額の変更に伴ってという件について、中川教育指導係長のほうからさせていただこうと思うんですが、よろしいでしょうか。

○西村委員長 中川教育指導係長。

○中川総務学事課教育指導係長 先ほど、山本議員様へのお答えがまだでしたのでお答えさせていただきます。

要保護児童生徒援助費補助金の額の変更に伴いまして、要保護児童・生徒については金額を変更しないといけないんですけれども、準要保護児童・生徒については変更しなければならないという規定はございません。ですけれども、変更がある都度、それに基づいて同様に変更をしております。

以上です。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○**柿本生涯学習課長** 先ほどの児童福祉法の法改正の関係について現状を説明させていただこうかと思います。済みません、私も詳しくは承知しておりませんが、例えば放課後子ども教室事業ですね、市長部局が望ましいであるとか、例えば規制緩和で指導員の数が各クラス1人でよいとかというのは、そういう方向性なんだろうと思いますけども、過去においては大竹市におきましても子ども課という課がありまして、そういった子供関係の支援を一体的に行っていた時代もあります。現在では教育委員会生涯学習課のほうで放課後事業については担当しておると、ただ学校の中で、特に放課後児童クラブについては学校の中に施設がありますので学校との連携も大切になってまいりますので、一概に教育委員会じゃなくて市長部局がいいのかというのは言えませんが、その辺は大竹市の実情に応じて考えていきたいと思っています。

また指導員の数ですけども、現状では玖波が2人、小方、大竹は3人から4人で一クラブをもってあります。これをじゃあ1人で果たしてできるのかということになります。子供の数からすれば非常に難しいという思いを持ってありますので、例えば仮に1人でよいということになっても実際に1人で見るとということにはならないだろうというのが今の実感でございます。

以上です。

○**西村委員長** 他に質疑はございませんか。まとめて質問をお願いします。

山本委員。

○**山本委員** 大竹市を愛する人づくりが、わがまちプランの第五次大竹市総合計画で、まちづくりの基本目標の1番目に位置付けられている。さっきから私の教育の問題というのは、10年、15年、20年大竹市を背負う人をつくっていくところですから、全然コメントも何も無いというのは、我がまちプランに恥ずかしいんじゃないのかと思うんですが。市長から一言意見を聞かせてください。

○**西村委員長** 市長。

○**入山市長** まちをつくり、国をつくる第一の大切な事業は人の教育であります。そういう意味で子供の教育等について教育委員会にお任せする。ただ戦争の反省から日本の国は社会教育という社会人を教育することについては大変臆して口を出さないような世の中になってしまいました。そういう中で大竹市でも生涯学習課という、社会人を教育すべきことを生涯学習という言葉で回避してきたようなところがございます。自分自身は教育こそまさに一番重大な問題だと思っておりますが、私自身の市長部局の考えではなしに、このことを公平に、公正に教育委員会にお任せをするという立場で運営していただいているということ、そのことをぜひ御理解いただきたいと思っています。

文部科学省、学校建設のことでお伺いしても一番大切な文部科学省に予算が一番行かないということをよく文部科学省の職員の皆さん方が口にされます。そういう意味で、これから日本の国を変えていくためには、まさに教育ということが大切だと思っております。生涯学習というのは自分自身が学習することで、このことについては市長部局のほうでお預かりしても別に問題はないかと思いますが、教育ということにつきましては、公平、公正という立場から教育委員会にお任せして、これからはきちっとやっていくという運営の

仕方、これは一つ大切な部分だと思いながら、自分自身の教育に対する考えはできるだけ控えながら、謙虚にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で第10款教育費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩いたします。再開は3時ちょうどから第5款労働費の質疑から入ります。

14時48分 休憩

15時00分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5款労働費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 せんだっていろいろな質問をさせてもらったんですが、働き方改革の中で新年度から実施されるものと、若干機関の猶予があって実施されるものとあるようですが、具体的に市の職員、現業を含めて、新たな法改正のもとで労働時間なり、処遇なり、改善すべきものがあると思うんですが、予算措置の上ではどういうことになっておるんですか。なけりゃなしでいいんです。あるとしたら具体的に、このどこがこうなる、ああなると説明してもらいたいんですが。何ら関係ないということでもないでしょう。今労働組合等の関係でも36協定の改定問題等が日程に上がっているいろいろな議論がされとるようですが、どうなりますか。

○西村委員長 どうぞ。

○野島総務課職員秘書係長 総務課職員秘書係長の野島です。ただいまの質問にお答えします。働き方改革に関して、実際に平成31年度からの予算上で変わるものというのはございません。臨時非常勤職員につきましては、平成32年度から大きく制度が変わります。今その準備、検討を進めているところでございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで労働時間の規制がやかましく言われておりますよね。大竹市の今の一般職の職員の労働時間の状況はどういうことになっとりますか。いわゆる残業ですね。

○西村委員長 職員秘書係長、野島さん。

○野島総務課職員秘書係長 今現在の正職員の時間外数の状況でございます。平成30年度につきましては、1月まででございますけども、職員1人月平均12.9時間、参考に平成29年度でございます。昨年度につきましては、職員1人月平均16.1時間の時間外勤務となっております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 今の数字は正規の職員ですか。正規は入らん。どうなりますか。

○西村委員長 職員秘書係長、野島さん。

○野島総務課職員秘書係長 現在の嘱託職員は約35名程度いるんですけども、その嘱託職員については時間外はございません。また臨時職員は約200名程度いるんですけども、済みません、今その臨時職員の時間外は、多いとは認識しておりませんが、実態の数字自体、今持ち合わせておりません。申しわけございません。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そうするといろいろな期間はあるということなのですが、今の残業規制の上限が法的には決められたようですが、その枠内で大竹市の職員の皆さんの残業は今の体制でおさまるといことになる見通しですか、どうなりますか。それともさらに非正規をふやすということで残業の短縮を図らざるを得ないということになるんですか。どうなりますか。

○西村委員長 野島職員秘書係長。

○野島総務課職員秘書係長 このたび、働き方改革の改正法案でございますけども、法律では原則としては月45時間以内、年360時間以内等々規制がございます。実際、大竹市正職員の中を見ますと、この法に定められた時間を超える、時間外をしている職員のほうも実際にはおります。

このたび、労働基準法36条の法改正に基づいて人事院規則が改正されたところでございますけども、大竹市においても、現在その人事院規則に倣って、時間外規制、こういった取り組みができるか、今、検討しているところでございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 職員の過重負担にならんようにする必要があるかと思うんですね。国のほうはとにかく職員を減らせと、人件費を減らせというのが今の政権の基本的な方針ですから。しかし、それに従うと結局は、蓄積される職員の知識なり技能が薄れていくと。そのしっぺ返しが住民サービスへの低下につながるわけで、職員を減らすことによって、長時間労働を強いるというのもこれは問題があるから、過重労働にならんような人員配置なり、職員の配置を考えてもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

それからもう一つは、大竹市は毎年度、労働金庫への預託をしますよね。ところがこの労働金庫から借りるさまざまな融資の種類があるんですが、一般市中銀行よりか利子が、変わらないか、むしろ高いことがあるんですよ。せっかく公費を使って預託をしている資金が、利用される方に市中銀行よりか負担が重いということでは、どうもよくないんじゃないかと思うんですが、その辺のことについて、大竹市として労働金庫の融資制度に関する要望なり意見なり話し合いの場があって、その都度そういう機会を持って改善の願いをしてるんですか。もう預託してたら、労働金庫の運営に任せるといこと一切タッチしないんですか。その大竹市の取り組みなり、利用される皆さんへの負担軽減につながるような方向での取り組みをしてもらいたいと思うんですが。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今の労働金庫への預託金の関係でございまして、市が預託させていただきまして、例えば自治体提携融資制度等で、一般の市民の方に御利

用していただいております。

こちらにつきましては、メニューにつきましては住宅費や教育費、その他医療費等で計6種類ほどございますが、平成30年度におきましては年、保証料込みで2.36%、平成31年度、新年度からにつきましては、今、労働金庫のほうと話をしまして、若干気持ちだけなんですけど、利率のほうを下げまして保険料込みで2.33%という利率で、融資のお願いをしておるところでございます。

若干、一般の銀行と、あとこの市のほうが用意しております自治体提携融資制度のメニューにつきましては、年数とか上限とかでなかなか単純に比較というのは難しいという状況ではございますけど、できるだけ、市のほうが預託させていただいておりますので、少しでも低利で、使っていただけるような制度となるように、労働金庫に話をさせていただいております。

昨年度もそういう話をする場がございました。利率の関係もございますし、せっかく市が自治体提携融資制度を用意しておりますので、労働金庫あるいは市内の労働組合の方にも一緒に話をする場がありましたので、積極的にこちらのほうもPRしていただきたいとお願いしております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、もう一つの問題は、この自治体提携融資を利用する場合に対象者が限定されると。例えば個人商店で働いている人や何かは、組合に所属してないから対象外だということで、利用ができんようなケースもあるんですよね。この利用できる対象者の範囲を拡大することは難しいんですか。当然、それは組合があつて、組合に加入しておる場合なら事故があつた場合には保証がきくかもわからんが、個人の場合は、その保証の裏づけがないからということもあるかと思うんですが、しかしその場合は1人でも保証人をつければというふうな手もあるわけなんで利用できる範囲を、やっぱり個人商店であろうが組合加入者であろうが利用できるようにすべきではないかと思うし、またそういう希望を持った人もおられんですが、ここのところは市として、労働金庫との間での協議を調べて、希望がかなえるような方向になるようにしてもらいたいと思うんですが、お考えはどうですか。

それと、こういう機会に、労働金庫預託金の関連する融資がどのように利用されておるかというぐらゐのことは、実績表を出してもらって改善すべきところ、充実すべきところを大いに議論ができるようにすべきだと思うんで、次回からそういうふう努めてもらえんんですか。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 先ほどお話にありました、いわゆる組合に入っていない労働者の方、こちらにつきましても平成29年度、今現在、利用できるようにさせていただいております。

それと、実際に労働金庫へ預託している関連の融資の、現在の実績を紹介させていただければと思います。

まずは、平成29年度につきましては、自治体提携融資としましては、新規分は5件ほどございました。金額につきましては545万円でございます。平成30年度でございますが、こちらのほうにつきましては平成31年1月末現在ということですが、新規分につきましては件数は、今3件でございます。金額につきましては366万円となっております。

それと、あとは新規以外のものでトータルの金額です。もう一つは、この自治体提携融資とは別で、一般の融資ですが、こちらにつきましては、件数が平成29年度は43件でございます。金額につきましては約11億円でございます。そのうち、組合員以外ですね、平成29年度で言いますと、4件の御利用をいただいております。平成30年度は、まだ年度が締まっておりません。ただ基本的には組合員以外の方におきましても利用が可能な状況となっております。その辺につきましては、市のほうで、せっかく制度がありますのでPRをし、また労働金庫のほうにも、PRをしていただければと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、第1回目の質疑を終結いたします。

続きまして、2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上で第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上で第5款労働費の質疑を終結いたします。

続きまして、第7款商工費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 1点だけお尋ねいたします。

127ページのほうに、商工振興費の中で中小企業人材育成事業助成金とか、あと商業者連携チャレンジ事業助成金とか、わずかですけども支援をしているかなと思うんですけども、それがどのぐらい中小の事業者喜んでいただいているんだろうかということなんですけども、本当この、どう予算と関連づけることができるんかって、いま一つぴんときなくって言うんですけど、このわがまちプラン大竹市総合計画、後期基本計画、実施計画のほうの17ページから18ページにかけて、いろいろと商業振興事業や、19ページに創業支援事業がありますが、二重丸がついてるところが余りない。産業振興奨励事業はまた別ですけどね、地元の産業をどれだけ後押しできてるのかなと思うんですけど、なかなか数字が目標値に達していないようではありますが、平成31年度、もう一押しするよな何か工夫があるかどうか教えてください。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず最初に、中小企業人材育成事業助成金の関係でございます。

こちらにつきましては、平成27年度に策定しました大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定過程での企業ヒアリングにおきまして、技術力の向上を求めているという意見がございました。それでこの制度を設けさせていただいたわけですが、当初39の講習から平成29年度にはその講習の対象をもっとふやして42講習としております。利用者につきましても、平成28年度につきましては年度途中からということもあるんですけど、受講者が19名ほどございました。平成29年度、こちらは対象を広げたということと、年度の初めから実施しましたので、受講者は、48名となっております。

しかしながら、平成30年度の数字につきましては1月末現在ということではあるんですけど、受講者のほうが、今の時点では14件ですが、こちらにつきましては、数字が若干減少しているという状況で、この取り組みは市のほうとしても必要だと認識しておりますし、いわゆる中小企業におかれても、大切な事業の一つであると市は捉えておりますので、今後とも積極的にPRのほうを、していければと思っております。

先ほどもお話しましたが、市のほうでいろんな制度を設けて支援をしようという意図がございますので、やはり使っていただいて、プラス感のほうを享受していただくよう引き続き努力して取り組んでまいりたいと思っております。

また、企業の皆さんともいろいろなお話をする中で、見直しをする点とか、あるいはもっと違うような求めるものがありましたら、その辺もまた検討していければと思っております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

状況とともにニーズも変わってくると思いますので、しっかりヒアリングを続けながら、求められる事業をお願いいたします。

それで、創業支援のほうなんですけども、これは商店街等振興奨励事業ですね、これ商業者連携チャレンジ事業助成金ということで、いろいろ去年も企画されていたようですが、なかなか創業支援のほうに結びついてないのかなと思うんですけども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○西村委員長 本山商工振興係長。

○本山産業振興課商工振興係長 商店街等振興奨励事業の商業者連携チャレンジ事業のことについて、説明させていただきます。

こちらの事業、商店の活性化を図るために商業者が連携してグループをつくり、そこで新たな事業を見出したり、または地域の資源を活用した新たな商品を開発するとか、後継者の育成であるとか、そういったことをグループで考えてやらせていただく事業になっております。

今年度につきましては、3つの事業が提案されておまして、1つ目はクイモ研究会

談会という事業が出されております。こちらについては、今、大竹市の中でキクイモというのを特産品にしようという取り組みを進めている商業者の方がいらっしゃいますので、そちらの方がキクイモの先進地で佐賀県にある佐賀大学から教授を呼びまして、キクイモというものがどうするとよくできるのか、もしくはどういう商品になるのかというアドバイス等をいただき、効果にあつては新たな試作品もつくられておまして、来年度以降このキクイモを使った商品を展開していくということを、実績報告のほうで上げていただいております。

それと2つ目が、店舗訪問スタンプラリーと、こちらについては、小方地区の商店街の方々が大型店に押されている現状があるというところで、少しでも自分たちのお店を知っていただきたいという思いから、スタンプラリーをされております。実際、目標には達成しませんでした、多くの方がお店を訪問して、その機会にお店の商品を買うなどして、お店のことをよく知っていただく機会になったと。中には会員登録もしていただいて、新たな顧客として登録してくれた方もいらっしゃったということで、実際効果としてはあったということで伺っております。

それと3つ目が、まだ事業実施中なんです、ベストショット撮影会で大竹市の女性を元気にする事業というのがございます。こちらは、エステティシャン、ヘアメイク、写真撮影というそれぞれの業種の方が連携しまして、一連の流れで女性を美しくし、それを記念撮影として一生の思い出に残る写真ですという事業を今、展開されております。

これ、今回展開されてる目的としましては、それをビジネスプロセスとして、今回この事業を使つてうまくいくかどうか試して、うまくいけば来年度以降、正式な事業として展開していくということを伺っておるところでございます。現在、実施中ですので実際、うまくいってるかというのは、まだ実績報告は上がっていないんですが、来年度以降の展望としては例えば遺影などの場合は、なかなか亡くなる時に写真というのが見つからないことがあります、それを前もって、こういうきれいな写真を撮っておくという事業が今、東京のほうではやっているということで、そういった事業展開が大竹市でもできないかと検討をされてると伺っております。

そういった意味で、今回、商業者連携チャレンジ事業ですが、個々の今までやってきた事業とは違う事業に発展するような展開をされてきておると思っております。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 御紹介ありがとうございます。

私も写真を撮ってもらわなきゃいけないなと思いながらお伺いしました。

単年度で終わらずに、今後につながるという視点で見ておられるということですので、さらに新たな展開に広がるよう期待しております。ありがとうございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 私も不勉強で、いろいろ大竹市の実態を目の当たりにしたり、それからどうしたらまちの活性化なり、消費者と連携した商店の経営が成り立つようになるんだろうかと

いうことを、いろいろ話の中では、飲食業の経営者の皆さんや食品販売の皆さんらと意見交換するんですが、なかなかこれという知恵が浮かばんのが現状なんですけどね。大竹市の本通りでも、今はもう数えるぐらいしか自営業をやってる商店がなくなりましたよね。それから、権現橋から元町4丁目にかけても、個人商店はもう、探さなきゃわかんぐらいなくなって、日常的に消費者の皆さんも困っておられるというのが実態だと思うんですよね。

一方では、24時間営業の大規模商店ができたり、コンビニが大竹市は数えても12店ありますよ、この小さな地域にコンビニが。だから、個人営業を圧迫しているのも間違いないと思うんですよね。しかし、さりとてそれを規制するというすべも難しいようなんで、結局はこれまで営業してきたところが、1軒1軒と店をとじているというようなことで、今の大竹市の現状があると思うんですね。

それで、いろいろ私も商店の活性化、あるいは新たな取り組みとして何ができるのかというようなことを、私なりに本をひもといたりしてみると、国のほうではものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金や、小規模事業者持続化補助金、事業承継補助金、中小事業者、商店街活性化の対策という目的で、いろいろ予算化されておるんですね。

こういう事業について、市として担当課のほうは、商工会議所と連携しながらこういう制度の活用に向けた取り組みをおやりになっているんですか。それで、国のこういう施策、補助金制度を活用されたという例があつて、よかったということがあるんなら、それを普及するような取り組みになっていけばいいと思うんですが、どのような状況ですか。

国のほうでは、たくさんの制度をつかって予算措置をしてるんです。その国の制度を地方で活用する上でどこに難点があるんかは私もわかんのですが、しかし商工会議所の機能からしても市の担当課と連携すれば、国の制度も活用できる道があるんじゃないかと思うんでお尋ねしたいんで、ありませんということならもうやめるんですが、状況を聞かせてください。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 産業振興におきまして、あるいは商店街の活性化でもそうですけど、国のメニュー、あるいは県独自のメニューというのもございます。市のほうに、例えば国、または県のほうからそういう制度の案内の文書が来ましたときには、商工会議所のほうにこういうのが来ましたよということでお話をさせていただいております。逆にその話をするとき、商工会議所のほうで何か新しいメニューとかそんなものはありますかといった情報交換はさせていただいております。

商工会議所が取り扱うものにつきまして、件数等は今、手元にはございませんが、やはりそういうメニューにつきましては、商工会議所とお互いに情報が来たらそれを共有して紹介をしようという形で、今、そういう場を持って常に話をしております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 さっき言った、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金とか小規模事業者持続化補助金、事業承継補助金とかいうようなことが、実際には大竹市では、この

事例としては活用されておらんというように聞こえるんですが、担当課のほうひとつ頑張ってくださいよ。国のほうで多く制度があるんで。活用例があるんならあるように言ってくれりゃいい。

それで、この中小事業者・商店街活性化の対策というのが国のほうで予算措置をされて、制度的にも地方の市やまちで、これが活用されておるとというのが紹介がされているんですね。地域まちなか活性化・魅力創出支援事業補助金というのがあるそうです。それから、商店街活性化・観光消費創出事業というのもありますね。こういう制度を活用すれば、大竹市で一つのモデル的な成功例が生み出せるかもわからない。大いに商工会議所と連携しながら、こういう制度の活用に取り組んでもらいたいということをお願いしたいんですが。

それで、まだあるんですよ。まちなか商店リニューアル助成事業補助金という制度です。商店街の方が客足を復活させるような取り組みをされたら。商売を営んでいる人、または営もうとする人が、店舗等の改装や店舗等で使用する備品購入の費用の2分の1を最大で100万円、市が助成するというもので、群馬県高崎市の事例です。

そういうことも含めていろいろ情報を集めて、寂れていく商店街を、復活いうとこまでいかんかもわからんが、周辺の消費者の皆さんが喜ばれるような、また商店街にも客足がふえるようなそういう取り組みをしてもらいたいと思うんですけど、ここでもあそこのスーパーがなくなって、困っておられますよ。アンケートにもようけそういう声があります。何とかしてくれよと。一つ担当課のほうで、今からの頑張りを一つ聞かせてください。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 ありがとうございます。

今、いろんな御紹介いただきましたメニューでございます。基本的な、今は商工関係、商店街対策のいろんな補助制度とかいうものにつきましては、いわゆる経産省が直接行うものとか、どちらにしても商工会議所が多く窓口になってございます。商工会議所にまず情報がくるんですけど、共有しながら取り組んでいければと思っております。また、そういう情報につきましては、商工会議所等に対して、国のほうからいろんな説明会も開催しておるといこともお聞きしております。

市としましては、商工会議所と、いろんな情報を共有し、また市内の商店街の取り組みとして、みずからこんなことをしてみたいとかそういう意見やお考えとか出てまいりましたら、商工会議所としっかりと連携して、協力、支援をしていければと考えております。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、市の中小企業融資制度の活用状況はどうですか。まあ、これは寂しい話なんですけど、今、大竹市で金をかけてあれこれやっても、客足がどんどん大手へ引っ張られるから元が取れんと。だから、金をかけて店をどうこうするということに、なかなかなんのですよと悩む方もおられますよ。せつかくの市の融資制度が、どのように活用されておるかということを見ながらも、商店街の活性化、これに取り組む道筋を、やっぱり担当課のほうでも一つ、商店街の皆さんとも意見交換の場を持ちながら、さらなる取り組みをしてもらいたいと思うんですがね。融資制度の活用状況はどうですか。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 中小企業への融資制度について。

○山本委員 個人商店。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 はい、わかりました。

こちらのほうにつきましては、平成30年度の2月末現在という状況でございますが、まずは運転資金の利用のほうが新規分としまして14件ほどございます。融資額としては7,650万円の御利用をさせていただいております。

中小企業融資全体ですと、同じく平成30年度の2月末なんですけど、金額につきましては約1億3,800万円の御利用をさせていただいております。この金額が多いか少ないかというのは、いろいろ判断の分かれるところではあるかと思っておりますけど、市としてもこちらの融資制度を設けておりますので、有効に活用していただければと思っております。今後ともPRに努めていければと思っております。

以上です。

○西村委員長 他に質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上で第1回目の質疑を終了いたします。

2回目の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上で第2回目の質疑を終結いたします。

第3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 質疑がないようですので、以上で第7款商工費の質疑を終結いたします。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 教育費の学校給食費のところでは予告してありましたので、お尋ねしたいと思います。

118ページのひろしまの地産地消促進事業に関して、給食における地産地消促進の取り組みですね。マロンの里からの学校給食への入荷が、平成28年度は500キログラムだったのが今は、平成30年度の1月時点ですかね2,000キログラムにふえているということですが、こちらを農林水産のほうでは、実態をどのように捉えているのか教えていただければと思います。

出品者数がふえるというのと、やっぱり1人当たりの出荷額がふえていただきたいなと思うんですけども、その辺の状況を御紹介いただければうれしいです。

○西村委員長 中川農林水産振興係長。

○中川産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 給食センターへの出荷につきまして、マロ

ンの里のほうでは当初、目標にするものをキロ数にしていますが、葉物とか物によってはキロ数だけではよく把握できないなということで、他の給食センターで、さきに取り組みをしている先進地の事例で品目数を目標にしました。最初は11品目、16品目と少しずつ年度を重ねるごとにふえて、今は30品目以上納めることができてます。実際それが、先ほど言われましたキロ数につながっているのかなとは思ってます。

出荷者の方につきましては、個人で出される方、あるいは松ヶ原とわくわくファームや、農事研究会の方、かかわる人たちがふえているので具体的な人数というのは、申し上げにくいんですけども、この間、館長に聞いたら20名から40名ぐらいの方がかかわってるんじゃないのかなと、アバウトなんですけどそうお伺いしております。

額は、今年度どれぐらい給食センターに納めてますかというのを、昨日聞いたんですけど、まだ集計が間に合っていないと言われたんですけど、売り上げ額として一番最初は20万円ぐらいで昨年度が60万円ぐらいであり、少しずつふえているということでした。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 今の20万円から60万円は全体でということですよ、マロンの里からの。

もう、この事業というか全体の狙い目がどの辺にあるのかということのを、私としたりつかみにくいんですけども、農業振興かなと思うんですよ。まあ、松ヶ原、栗谷方面で農業やっていただいて、それが収入につながって、ますますやる気を出していただいて、将来的には後継者ができればいいなと思うんですけどね、もう少しできたら、60万円じゃ全然、お小遣い程度じゃないかなと思いますけど、そこら辺は、給食にという点では一つの活性化につながっていると理解していいんでしょうか。

○西村委員長 中川農林水産振興係長。

○中川産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 確かに金額としては少ないです。農業で生計を立ててるという方が実際少ない、極めて少ないです。そういう中で、一つは農地維持という意味もありまして、その農地を維持するのに何をモチベーションにしてもらうのがいいのかなという中で、つくるだけじゃなくて、それに対して見返りも入ってくる。中には、お孫さんが学校で自分がつくったのを食べるとか、そして入ってきたお金を、お孫さんのお小遣いにするとか、そういう方もおられるので、多少モチベーションにつながっているのかなと。ただ生計費をとかではなく、モチベーションのためにやっているというところが大きいようです。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 御高齢の皆様の元気づくりになっているということであれば、しっかりと病気予防、介護予防にもなっていると思いますし、しっかりとまだまだ可能性を広げていただきたいと思います。

先ほども触れたんですけど、118ページのひろしま地産地消促進事業について教えてください。山村活性化対策事業貸付金ですが、ひろしま地産地消推進県民条例というのがあろうと思うんですけど、それに基づいてる事業なのかなと想像しながらお尋ねしてるんです

けれども、大竹市では、今どのように展開されているのか。歳入のほうで聞いたほうがふさわしいのかもしれませんが、500万円ほど貸し付けるということは、平成31年度中に返していただけるのかどうか、これを確認しておきたいと思います。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 こちらのほうは貸付金でございます。

まず、最初に平成31年度中に返していただけるのかどうかというのは、これは基本的には返していただけます。

内容としましては、こちらのほうは、実は平成28年度、平成29年度、今もそうなんですけど、マロンの里及び農業を中心として地域の活性を図るために、ワークショップとか、あるいは建物の改修などを行ってまいりました。こうした過程の中で、地域の皆さん、あるいは関係者の意識が高まってまいりまして、継続して栗谷の活性化に取り組んでいきたいという声が出まして、平成30年度にマロンの里を元気にする協議会が設立されました。

この協議会の設立をうけ、国の山村活性化支援交付金という制度を活用しまして、これは事業費全額を国のほうから交付金として受け取ることができるものではございますが、何分、マロンの里を元気にする協議会は、いわゆる法人格を持っておりませんので、例えば活動する上で活動資金、あるいは事業をするにおいても自己資金がすぐにはありません。そこで、その事業等を実施する上で必要なお金を、一旦は市で貸し付けをします。そして国のほうから協議会のほうに、交付金が入りましたら、市が貸し付けたお金は、市のほうに戻していただくという運用をします。

今回、この協議会で活動、取り組もうとしている内容につきましても、市で取り組んでも違和感のないようなものも多数ございます。それを協議会のほうでも取り組んでいただいておりますので、市としても、交付金が入るまでの一時的な貸し付けという形で、山村活性化対策事業の予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 国のほうの交付金ということですが、これ何年ぐらい出ますか。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 こちらの国の山村活性支援交付金ですが、年数としましては、今、話をしておりますのは3年間でございます。1年度当たり上限1,000万円、合計上限3,000万円とされている制度です。マロンの里を元気にする協議会でこのお金を使いまして、いろんな取り組みを今させていただいております。

以上でございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 しっかりと、栗谷地域の活性化に使っていただければありがたいなと思いますので、後押しのほうお願いいたします。

もう一つだけ教えてください。これはごめんなさい、ページ数を自分で書き忘れたんですけど、農業次世代人材投資事業150万円。

これは総合計画のほうでは23ページではないかと思うのですが、これ、毎年上がってい

る予算のように記憶しておりますが、執行されているのかどうか教えてください。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 118ページの農業次世代人材投資資金補助金でございます。

目的としましては、農家の高齢化とか後継者不足、あるいは耕作放棄地の増加などによりまして農業が衰退化していくことをどうにか防いでいきたいということで、こちらの補助金というのを設けております。

実際に、今お話ありましたように、これは今年度も150万円の予算を上げさせていただいておりますが、ここ何年か使われた実績はございません。そうはいいまして、新規就農者が、自分は農業をしてみたいという方が出てきた場合に、それをすぐ市のほうで応援できるようにしたいということで、この金額は、1名分ではございますけど、平成31年度も引き続き予算を計上させていただいております。実績としては、上がっておりませんが、新規就農を希望する方が出てきた場合の支援に備えるため、こちらのほうを上げさせていただいております。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 済みません、118ページでした。これは、財源はどうやって工面しておられるのか教えてください。

○西村委員長 中川農林水産振興係長。

○中川産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 財源は、国から出ます。新規就農者のみ対象です。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

以前もなかなか、去年の予算委員会でも出たように思うんですけども、ハードルが高いんじゃないかという。利用するためには事業計画も作成して承認を得ないといけなくて、大竹市で使っていただくのにはハードルが高い事業ではないかという話を聞いたことが、記憶の片隅にあるんですけども、せっかく用意しているのに使われない、使っていただけないというのはまことに残念なことだと思うんですけどね、そこら辺は何か、ハードルを低くしていただくとかの作業をしてみたらいかがでしょうか。

○西村委員長 中川農林水産振興係長。

○中川産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 ストレートに言うと、ハードルを下げるということとはできないです。それは、国のほうで決められている基準と、あとこれ県のほうにも話をして進めていくんですけども、ただし、ハードルを下げられないというのはあくまでも基準でして、例えば新規就農を希望されてこの補助金を受けられた方が、仮に目標どおり達成できなくても、8割とかある程度クリアできた場合には、計画を改善して頑張ってくださいということは不可能ではないので、基準を下げるという、ハードルを下げるということとはできないんですけども、そこを少しは、努力が見られる部分というのは余裕

が残されているものでございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか

寺岡委員。

○寺岡委員 水産業費のほうから伺います。

当初予算の概要の主要事業でも紹介されているんですけども、阿多田漁業用施設修築事業ですね、予算書では124ページ、約1,100万円あります。

平成31年度が実施設計ということです。それで約1,100万円ほど計上しておられるんですけども、平成32年度に工事を行う予定であると。来年度の工事も含めて、これ一般論で建設費ってどれぐらいかかるんですか。

○西村委員長 中川農林水産振興係長。

○中川産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 一般かどうかはわからないんですが、今、実施設計もしていないので、正確な金額は出ませんが、物すごくざっと概算で、約1億2,000万円強です。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

恐らくそれも補助金を活用されるんだと思います。阿多田のほうならでは補助金かなと思うんですけども、漁協が阿多田以外にも大竹市には玖波にもあるんですけど、要は変なやっかみにならないかなと思うんですが、そのあたりはどう整理しておられますか。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 平成31年度に予算を上げさせていただいておりますが船台等の改修に係るものでございます。こちらにつきましては、阿多田島の漁協のほうから要望がありまして、市として、防衛省の補助金を活用して施設の修築工事を実施する形で、予算を上げさせていただいております。

こちらの阿多田島漁協の船揚場につきましては昭和48年に設置されたもので、それを、軽微な修繕を繰り返しながら使用してきておりましたけど、やはり老朽化もしておりますので、平成31年度と平成32年度で修築事業を実施をしたいと考えております。

今、御質問にありました玖波の漁協でございます。大竹市内、確かに2つの漁協がございます。例えばこの船揚場につきましては、玖波の漁協におきましては、十数年前に改築工事をしたということ、聞いております。その劣化状況、あるいは玖波漁協や漁業者からの要望等を聞きながら、お話がございましたら、また検討のほうをしていければと思っております。

2つの漁協が大竹市にございます。水産振興という中で、両方とも大切にしていきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございました。

タイミングもあるんでしょうけれども、都合よくそのとき補助金があるかどうかわかりませんが、いろいろアンテナ張って、バランスよく漁業者の支援をしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

終わります。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員 116ページに、農業振興対策事業に関する施策にかかわって、費目ごとに予算措置がされておりますが、担当課のほうでは主要農作物種子法という法律が、安倍政権のもとで廃止をされて、今、農業団体や各自治体ではこれの復活を目指した条例が制定されてきておるんですが、主要農作物種子法そのものについて御存じですか。

いや、知らなければ知らないんでいいですよ、私も知らなんだですよ。勉強の途中です。

それで、これは米とか麦とか大豆とか小豆とかソバとか、地方にかかわっての主要な農産物、こういうものを保護して安定的に生産できる、供給できるようにしていくということを目的にした法律だったんですよ。これが廃止されたということで、今それが全国自治体団体で、復活の条例が制定されつつあるということに関連をして、せんだって、これは18日ですか、12月18日に国連総会で小農と農村で働く人々の権利に関する宣言の決議が採択されたということは御存じですか。

これ、国連で採択されたこの小農と農村で働く人々の権利に関する宣言は、国連加盟国で賛成が121、反対が8、棄権が54、日本は棄権したんですね。この国連で採択された宣言は、個人農業が主だと。たとえばアメリカのような大規模農業をやりよっても、家族農業が基礎だということをしっかり位置づけておるんですよ。この国連で採択された宣言はね。

それで、そういうことを大竹市に当てはめて考えると、最近では農地の取得を県下でも取得しやすいように、売買する場合に下限面積を引き下げて、例えば安芸太田町では一定の条件を満たせば1アールでも農地を売り渡したり買うたりすることができるようにした。それから、世羅町とか神石高原町いいましたかね、北広島町、これは最小で0.01アールから、1アールじゃなしにその10分の1からでも譲渡できる、購入ができるというふうにしたんです。

そうすると、兼業農家が誕生するわけよ。どこか町外へ働きに出ておるような人でも、残る家族がそれぐらいの面積なら野菜をつくったり、何も米だけに限らなくても、生け花をつくったりするということで農地の活用ができる。それで荒廃する農地を活用するのと、そこで生活される人が食料も確保できるし、外に働きに出てお金の収入と食料の確保で生活も安定できるということで、人口減を防ぐという対策にもなるということで、農業委員会ですらそういうことをお決めになった。

私もかつて農業委員会に籍を置かせてもらったときにも栗谷町の人口が減って学校廃校するじゃどうじゃいうことの前、それはもう前々から問題になっておるんだから、売買できる農地の面積を少なくして、栗谷町から大竹市の町なかまで通勤するにしても、35分ぐらいかければ広島行くよりか短時間でここへ来られる。だから栗谷町へ移住してでも、今のような可能な面積を確保して、農地を活用しながら現金収入を得るということも可能

な道を開けば、栗谷町にも人口増が見込めるじゃないかということで、農業委員会で農地の売買の面積を少なくするよというのを、主張したり提案したこともあるんですが、今のところ大竹市はそこまで踏み込んでやってないですよ。一定の面積減少したんですよ、大竹市も。

そういうことを考えると、大竹市も一つ荒廃する農地を防ぎ、農地の活用の道を開くという意味で、担当課のほうで農業委員会とも協議をされながら、今言うような例もあるんで取り組んでもらったらどうだろうかと思うんですが、お考えもあろうが、私の言ってることが、そんなことは現実的にはできやせんよということなのか。

それから主要農作物種子法についても、この日本の農業を守るという意味でいえば、私はやっぱり栽培なり、その主要な農産物をこれからも大いに生産をして、安定的に消費者に供給できるような道を確保するという立場からも、必要なんじゃないかと思うんですが、担当者のほうで主要農作物種子法そのものを御存じなのかどうかということと、さっき言う農地の取得面積を少なくして農地の活用をさらに拡大し、人口減少に歯どめをかけられるようなところまでの思い切ったことをお考えにならないかどうか、2つ質問してるので答弁よろしくをお願いします。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず最初に、農地を取得する際の下限面積の件でございます。

こちらにつきましては約10年前ですか、平成21年の農地法の改正におきまして、新規就農促進、あるいは農地の有効利用をするという目的でありましたら、農地を取得する際の下限面積の引き下げができるように緩和されております。

法の改正後、県内では今、御紹介のありました自治体もそうですし、それ以後は例えば福山市、庄原市、三次市、廿日市市そのほかでも、市内の全域を一律10アールと引き下げておりました。大竹市におきましても、平成26年の2月の農業委員会の総会におきまして、地域の大竹市の状況とかを踏まえて、あるいは県内市町の動向を踏まえまして、基本的には下限面積につきましては、市内全域で一応10アールという形で、今はまずそこに改訂をさせていただいて、今現在に至っております。

今、御紹介ありましたように下限面積、各自治体におきまして地域の実情等を踏まえて、見直しがされておるようなことでございます。これから、大竹市としましても他市の動向等を踏まえながら、大竹市のこの地域において、どういう形がより望ましいかというのは、今後とも、検討のほうはしてまいりたいと思っております。

今、この場で下限をどうこうするというのは、なかなかお話ができませんので、平成26年に一旦、まずは一律10アールにさせていただいてることだけ、御紹介のほうをさせていただければと思っております。

○西村委員長 中川農林水産振興係長。

○中川産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 主要農作物種子法のことなんですけど、正直もう少し勉強させていただきたいところはあるんですが、一応把握はしております。廃止になって、各地方自治体で、どういう姿勢をとるかということは、投げかけられたもの

を読んだりはしております。ただ県の動向、県単位でというような動きがありましたもので、県とあと広島市のほうの話をよく聞きながら判断すべきかなというところもございました。

今、条例を制定しつつあると言われたので、そこのあたりは全く情報、まだ知りませんでしたので、もう少し調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○西村委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で1回目の質疑を終結いたします。

続きまして、2回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでございますので、以上で第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 他に質疑がございませんので、以上で第6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

ここで、説明員の交代をいたしますので休憩いたします。

暫時休憩し、再開は4時25分から行いたいと思います。よろしいですか。お願いいたします。第8款土木費から入ります。

16時12分 休憩

16時24分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは第8款土木費と第11款災害復旧費につきまして関連がありますので一括質疑としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしなしと認め、さよう決定いたします。

第8款土木費と第11款災害復旧費の質問に入ります。

第1回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 済みません、1点だけお願いします。

132ページ、大竹駅前駐輪場整備事業なんですけど、物件補償費684万円の予算を組んでますが、これはどういうことですかね。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 計画整備係長の実本です。

大竹駅前駐輪場整備事業の物件補償費684万円でございます。大竹駅前駐輪場は、平

成17年にP F I 事業を導入しまして、民間事業者のサイカパーキング株式会社が整備、管理運営を行っていますが、契約が平成31年度までになりまして、契約期間満了に伴いまして、駐輪場施設の買い取り費用として予算を計上させていただいております。

以上です。

○西村委員長 和田委員。

○和田委員 これは、引き続き平成32年度以降もこの業者と契約するわけですか。

○西村委員長 山本都市計画課長。

○山本都市計画課長 約15年前にP F I 事業を導入する際に、今後の管理方法については直営であったり、それから指定管理であったり、いろんな方法がございます。今のところ、現実的には指定管理方法という方法をですね、やり方は公募であったり随意契約であったりありますが、同じ運営事業者と契約するという事は、まだ定まっていないところがございます。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

寺岡委員。

○寺岡委員 2点お願いします。まず、144ページの大河原公園整備事業50万円と、あとは189ページの災害復旧費のほうから林道災害復旧事業にかかわるのではないかというあたりで、お尋ねします。

まず、1点目の144ページの大河原公園整備事業、これは平成29年度の決算でもほぼ満額近く執行されてますし、平成30年度にも上がってましたし、平成31年度今回も上がると。

上へ、実際上がって見たら、ベンチ、テーブル整備され、切り開かれ、随分環境も整ってるなという印象を持っています。実際、それに使われておるだけではないと思うんですけど、平成31年度どういう計画でいらっしゃいますか。

○西村委員長 実本計画整備係長。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 計画整備係長の実本です。

大河原公園整備事業50万円ですが立戸山方面のほうから入り口付近ですね、砂利引きの簡易駐車場を整備しておりますけれども、そこから山道入り口までの間が、湿気が多くて常にぬかるんでいたために、平成27年度から順次、1.5メートル程度の幅員で真砂土舗装の沿路を整備しております。

引き続き、平成31年度も少しずつではございますけれども、その沿路の延長を延ばしていく工事と、今度は、坂道に係ってくるようになりますので、手すり等の設置も、検討しており、今後も公園へのアクセス向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

そうですね、確かに、整備がされつつあるのを目にしています。説明のあった場所を少しずつ整備していることが、今の説明でよくわかりました。

ということは、そこの、立戸山のほうから右に曲がっておりていって広場に出て、山頂に向かう登山口の整備が完了したら、この整備事業は、一旦終了という感じになりますかね。

○西村委員長 実本計画整備係長。

○実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長 一旦、そこが終わりましたら、次、どこを整備していくかというのは、まだ具体的には決まっておられませんけども、担当課としましては引き続き、整備のほうをやっていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

通路だけじゃないということで、やはり私たちの大先輩の議員からも、大河原公園については過去から整備のほうを、市が随分お金も労力も使ってやってくださってるので、そのまま荒廃させてはならないと、こういった意志をやっぱり引き継いでますので、担当課のほうも、それをしっかりわかっていただいていると思えました。

何でもかんでもお金使えばいいというわけじゃないと思うんですが、利用のしやすい身近な公園、裏山的な公園として、少しずつでも維持・整備して使いやすい公園にしていだければと思います。よろしくをお願いします。

それからもう1点、災害復旧費、済みません、これ土木費のほうで伺ったほうがよかったのか、先ほどの農林のほうで聞いたほうがよかったのかわからないんですが、災害復旧という視点から、お尋ねしたいんですけども、栗谷町谷和地区にソーラーパネル設置という話を耳にしました。

その下流の当たりの住民の皆さんにとっては、いろいろ心配なこともあるそうです。水のことであつたりとか、万が一のときに土砂災害などでソーラーパネルが放置されたりするんじゃないかとか、林道が塞がるんじゃないかとか、そういったことがあります。

そのあたり、土木課で把握しておられるかどうかわからないんですけども、その栗谷町谷和地区のソーラーパネルについて、何か情報があつたら提供いただきたいんですけど。

○西村委員長 小田産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 栗谷町谷和地区の太陽光発電の事業計画の関係でございます。こちらにつきましては、事業者のほうから市に、今年度に入りまして何回か話が来ております。その際には地元の自治会、今回でいいますと、栗谷町谷和地区、それともう一つは、その区域内からの水が飯谷地区のほうに流れているという実態がありますので、そちらの飯谷地区のほうの自治会のほうに対しましても、今、こんな話が市のほうに来ましたということで、その都度、情報提供をさせていただいております。

あくまで市のほうとしましては、この事業を進めるとか進めないかという視点ではなしに、事業者の計画はこういう状況で、話があつたということをお伝えするというので、自治会にお話をさせていただいております。

今、事業者のほうにつきましても、基本的には太陽光発電の事業計画につきましては進めていくというスタンスは変わっておりません。書類等を、用意しており、準備ができ次

第、手続のほうへ入っていきたいという話が来ておりますので、その旨を、両自治会に伝えております。

以上でございます。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。産業振興課だったんですね、失礼しました。

ただ、災害復旧の観点から見たときに、これまでの全国各地の豪雨災害の中で、ソーラーパネルが土砂ごと崩れて悲惨な状況の映像というのを何度か目にしています。

どうしても県も絡んでくる話でしょうし、この場でお答えはしにくいかもしれませんが、そのあたりは市としては、全く関与できないとか意見もつけられないという、感じでしょうか。どなたかお答えできますか。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 済みません。太陽光をされるということになりますと、林地開発許可制度、普通河川保全条例等に関する諸手続をされることになっております。その際、普通河川保全条例ということであれば、土木課を経由して県のほうに上げていくことになるんですけども、その際、調整池、沈砂池等の形状とか、それがどう維持管理されていくとか、当然、アプローチする道路がどうなっておるとか技術的なことを、土木課のほうで確認をさせていただきまして、維持管理がちゃんと適正にできるかというところを意見をつけさせていただきます。状況によっては直接ヒアリングをして、補足の資料をつけていただいた上で、県のほうに提出することになると思います。

当然、林地開発のほうにおきましても、土木課が産業振興課のサポートをする形で、県からの意見照会に答えて、意見をつけさせていただくことになると思われま。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

今の時点、情報が少ない中で、事業者とのやりとりの中で、これからはっきりしてくると思いますが、大竹市民の財産、生命を守るために必要なことがあれば、ぜひ意見つけていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 幾つかありますので、順番に聞いていきたいと思います。

137ページ、最初に、平成30年度の補正予算絡みで幾つかお尋ねいたします。137ページの、東栄中市線道路側溝改良工事320万円、それと139ページに、平原川河川改良工事1,800万円、東栄中市線道路側溝改良工事は少し増額になっておりますが、平原川河川改良工事は全額同額ですね。これは補正予算で落としたものをそのまま復活計上させたものと考えてよろしいでしょうか。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 今年度できなかった部分を、何とか次年度で対応させていただければと思

ってるところでございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 申しわけありません。増額の東栄中市線道路側溝改良工事のほうは、増額の理由を教えてください。

○西村委員長 山田工務係長。

○山田土木課主幹兼工務係長 土木課工務係の山田と申します。

東栄中市線道路側溝改良工事は平成31年度に320万円の予算計上をしておりますが、平成30年度が200万円を予算計上しておりました。現在、用地買収も交渉してる中で、なかなか相手の都合で用地買収ができないところがあるんですが、状況に応じて、用地買収が進んでなくても工事をさせてもらうということで、それに係り若干、工事費が上がる場合がございますので、その対応で、増額させてもらいました。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 今の2点についてはわかりました。

一方で、同じ平成30年度補正予算の関係ですが、全額未執行になったものが幾つかございます。その中で、平成31年度予算で見つからなかったものがあるんですけども、その状況を教えていただきたいんですが、まず1点目に阿多田中の川床版改修工事300万円、木野小方港1号線道路改良工事1,300万円、立戸地区浸水対策工事3,000万円、東栄地区水路改良補償調査業務委託料50万円と、あと御園第1公園整備事業設計業務委託料、この5点ほどが見つからなかったんですけども、どっかに潜んでいたら紹介していただきたいし、何かの事情があるんなら、そちらの説明をお願いします。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 まずは阿多田中の川床版改修工事をして木野小方港1号線道路改良工事、それと立戸地区浸水対策工事、この3点につきましては、平成30年7月の豪雨災害を受けてまして、災害復旧工事を優先的に取り組み、こちらにつきましては、おおむねのめどが立っておるところではございますが、一部他の工事を繰り越し等をさせていただき対応をさせていただき、事業のほうを今、進めておるところでございます。

その中で、来年度の当初予算を今回要求させていただくに当たりましては、まずは災害復旧工事を優先する体制を基本とする中で、一部、今の3件の工事につきましては、平成31年度の当初に計上することを見送らせていただいたという状況となっております。

そして1点、東栄地区水路改良補償調査業務委託料の部分に関しましてでございますが、こちらは東栄地区の浸水対策として取り組むことを予定して、設計をしておったのですが、改良することによる効果、浸水に対する解消に寄与するまでの改良とならないということが、設計する中で結論が出ましたので、事業自体を一度断念させていただくということになりましたので、平成31年度の予算には計上をしないということにしております。

以上です。

○細川委員 御園第1公園整備事業の委託料は。

○西村委員長 実本計画整備係長。

○**実本都市計画課課長補佐兼計画整備係長** 御園第1公園整備事業ですが、145ページをごらんいただければと思います。中段からやや下側にありまして、設計業務委託料という形で710万円を予算計上させていただいております。平成30年度は670万円という形にしてまして、これは増額という形になってるんですけども、主な原因としましては人件費の単価の上昇分と、あと消費税率が上がりますんで、その分を上積みさせていただいております。以上です。

○**西村委員長** 細川委員。

○**細川委員** 御園第1公園整備事業については、済みません、見落としてました。ありがとうございます。

それ以外の先ほどの4件ですが、平成30年度の当初予算で私どもとしても厳しい財政の中で、何とか市民の皆様の生活のサービスの向上のためにということにつけさせていただいた、可決させていただいた予算でございます。もう少し丁寧な説明があってもよかったのかなという気がいたしますが、何か簡単に見送りにしました、事業の必要性がなくなったというこの一言で、ああそうですかというのは、なかなか言いがたいんですけども、落とすんなら落とすんで、場所とかその理由とかを、もう少し丁寧に説明していただきたいんですけども、納得できない部分あるんですけど、どうなんでしょうか。こういう簡単な落とし方でどうなんでしょうか。

○**西村委員長** 古賀土木課長。

○**古賀土木課長** 大変申しわけありません。説明が不足しておりました。

土木課担当の方の今の4件中、一番最後の東栄地区水路改良補償調査業務委託料は、最後にさせていただきまして、木野小方港1号線道路改良工事と阿多田中の川床版改修工事、立戸地区浸水対策工事、この3件につきましては、当初予算として、本来であれば平成31年度に要求をさせていただいて、平成30年度に取り組みなかったものを、できる限り早く取り組ませていただきたいという思いを持っておったんですけども、平成30年度の災害復旧が、当初、年度内に終わればということで取り組んだ中が、一部繰り越し等をせざるを得なくなりまして、平成31年度の業務の中にどうしても対応していくことがずれ込んでしまっておる中で、土木課全体の事業を見渡す中で、決して取り組まないというわけではなく、平成31年当初からスタートを切るのがなかなか難しいであろうということで、平成31年度の当初予算に上げておらないという御説明をさせていただいたということでございます。

当然ながら、この3件の事業に関しましては、災害復旧やその他の事業の執行状況を見通す段階で、スタートを切るタイミングを見きわめさせていただきまして、事業を執行させていただくような予算確保を、改めてお願いさせていただきたいと思っております。

ただ、申しわけありませんが、今そのタイミングとしまして、想定されるのは当然ながら、各定例会において補正予算や新年度予算として要求させていただくものと思っておりますが、そこはまだ、今の災害復旧の工事が不落等が続いたりということもあり、延び延びになっておりますので、見通せない状況であります。ということの説明が不足してしまい

ました。

また、東栄地区水路改良補償調査業務委託料につきましては、東栄のほうにクランク状の水路がありまして、そのクランクを少しでもなくすことによって、流水をスムーズに流すことで、栄町の浸水対策として少し効果があるのではなかろうかということで、土木課のほうが行う部分的な改良ということを目指して事業を設計しておったんですけれども、詳細な設計する中で、目的である浸水の軽減効果が、少ないという結論がありましたので、このクランクの解消ということだけでそのまま工事を実行するというところを取りやめたということ、この場を借りて御説明さしあげることになったということでございます。

大変申しわけありませんでした。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 済みません。これ、3件の事業については、繰越明許費がなっていましたか。なっていないですね。よかったです。

ということは、補正予算のときにざっくりと、災害の関係でできなかったので落としましたという説明だったような印象があったものですから、済みません、こういう質問になりました。東栄地区水路改良補償調査業務委託料についてはわかりました。

そしたら、最初の3件ですよ、これは今後、平成31年度にどっかのタイミングで上がってくると理解しておってよろしいでしょうか

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 あくまでも担当課としての思いではございますが、執行可能と判断しましたら、予算確保に努めて、できる限り早く実行したいと思う3件の事業でございます。

以上です。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 当初予算に上げるべきではないかと思えます。

○西村委員長 副市長。

○太田副市長 まことに申しわけございません。

本来、当初予算に上げるべき事業でございます。平成30年度中に災害等ございましたし、その中でもまた新たに優先順位をつけた場合、今回執行できなかった事業より先に、この事業を執行しなければいけないという事業も発生してきております。

今回については、まことに申しわけないと思えます。平成30年度予算を計上しながら、その必要性は十分認めながら、その執行ができなかった。それは厳密にいまして災害等がございましたが、それはまた別の考えとして持たなければいけない場面も出てくることだとは思っております。現実でいいますと、例えば2億数千万円の災害への対応額が出ますと人的パワーが不足しているのも間違いないところでございますが、この平成30年度につきましては、市といたしましても十分な必要性を認めて、予算を計上させてもらっておりますので、この点については十分反省しております。

また、平成31年度中の補正予算、平成32年度の当初予算も含めまして、速やかなる事業執行に向けて、これからも働いてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 副市長にそこまで御答弁いただいたら、これ以上は言いにくいんですけども、私どもも地域の皆様から、いろいろな要望をいただいたり、楽しみにしていらっしゃる皆様に説明したりとかしながら、日々活動しておりますので、次回からこのようなことのないように、決して全く理解しないわけではございません。少ない人材の中で一生懸命やっ
てるし、大変な災害があったこともよく理解しておりますので、そこは丁寧に説明していただければわかることですので、次からもどうぞしっかりと説明をお願いいたします。

次に行きます。同じ、ごめんなさい、補正予算関係がたくさんあるんですけど137ページに、補正予算じゃないですねこれ、設計測量等委託料300万円、これも平成30年度に引き続きではないかなと受けとめておりますが、これ（仮称）新町白石線の関係ではないかと思うんですけど、今どのような進捗になっているか教えてください。

○西村委員長 山田工務係長。

○山田土木課主幹兼工務係長 この予算ですが、毎年度300万円ほど計上させていただいております。特別な何か、緊急な設計をしなきゃいけないという委託が発生した場合に活用するという予算でございます。（仮称）新町白石線の直接的な調査費ではございません。済みません。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。私の認識不足だったと思いますが、では（仮称）新町白石線の進捗状況を教えていただければ、今どのようなになっているか、補足で説明していただければうれしいです。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 （仮称）新町白石線につきましては、新町雨水排水ポンプ場、この事業と一緒にやっていくということで、概略設計までが道路に関してはできておるところでございます。ただ、その幅員につきまして比較検討する中で、どういう形でやっていくかということまで、まだ結論を見出しておる状況ではないところと、あとこれは上下水道局で所掌をさせていただいておるんですが、小瀬川に向けての吐出管の協議を国土交通省としていただいている最中でございます。

正直、（仮称）新町白石線の道路設計についても、実現に向けて少しずつ前に進ませていきたいなという思いが、担当課の土木課としては持っておるんですが、やむなく昨年度の事業を一旦、当初予算に上げないという決断をしておる状況の中で、なかなか新しく設計とかそういったものに取りかかることは、現状として難しいと判断をしておるところでございます。

○西村委員長 細川委員。

○細川委員 新町及び本町地区、あの付近の皆さん、待ち望んでいる新町ポンプ場ですので、一步一步進めていただければと思います。

1回目、以上にしておきます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○**山本委員** 131ページの土地開発公社経営健全化対策事業の問題で、ここに今後どうするかという大竹市土地開発公社から経営健全化方針なるものが、これは平成31年2月作成のものがあるんですが、結局、具体的にどうするんかということになると、はっきりしないんよね。平成31年度、ここに言われておる可能な経営改善のための方法として何ができるのか、何をどうするんかということを示してもらいたいんですが。

このように書いてあるんよね。指針では財政的なリスクを有する法人としての具体的な判断基準が示されており、債務保証付債務残高等の団体標準財政規模に対する比率が、実質赤字の早期健全化基準の水準を超過していることとされている。大竹市の平成29年度における実質赤字の早期健全化基準は13.9%で、債務保証付債務残高等の団体標準財政規模に対する割合は39.7%。だから約3倍、判断基準の約3倍と、大きく超過していると書かれている。それで、今後どうするんかということについて言えば、事業用地を、早く事業実施してもらうように具体化をして、処分をするようにしたらいいというのを1つ目に書いている。これはどこですか、考えられるのは。

それから、2つ目には代替地の処分をしまきゃいかんと書いておるんですが、代替地の処分はどこをどういうように処分するのかいうことは書いていない。だから、そこを明らかにしてもらって、こういうことをやるから、その裏づけがどのように要るとか、負担の軽減につながるとかというように、たとえ一つでも二つでも、我々が理解できるような内容にしてもらいたいと思うんですが、経営健全化方針の、最後のページの中身をはっきりさせてもらいたい。

○**西村委員長** 豊原監理課長。

○**豊原監理課長** 土地開発公社の事務局の職員としての御解答になろうかと思えます。立場が2つございますんで、なかなか難しいこととございますけれども、実際に、土地開発公社の理事会の中でも、お話をさせていただいたこととございます。

平成29年度決算でいきますと、合計で約25億円近くの簿価がございます。そのうち事業用地は5億3,000万円、代替用地が19億6,000万円となっておりますので、理事会においてもその事業用地につきましては、一刻も早く市のほうにおいて事業化をして買い取りを行っていただくと。それから代替用地につきましては、不用となった土地につきましては、実際に不用となったと確認した上で、早期に公募等として売り出していく。

例えば先ほど話が出ました公共下水道事業の新町雨水排水ポンプ場ですね、これは事業用地として実際にございます。これ一例でございます。それから、代替用地としては、例えば大竹駅周辺整備事業の代替用地として北栄に、みどり橋の近くに土地がございます。そういったことにつきまして、事業用地につきましては、一刻も早く予算化して、市が買い取っていくこと、それから代替地につきましては、不用となったものに確認した上で、公募して売却をしていく。

だから、いずれも土地開発公社の理事会のほうで諮って行って、理事会、土地開発公社として処分を進めるということになろうかと思えますが、先ほど申し上げましたように、事業用地につきましては、市のほうの予算化ということが必要となってまいりますので、市と土地開発公社が一体となって解決をしていく必要があるということとございます。

以上です。

○**山本委員** いつも同じことを言いよるが、だから一番に上がっておる事業用地を、予定の事業を実施するために、例えば平成31年度こうするんだとか、平成32年度になったらこうするんだとかいうことを示すべきだということを言ってるんですよ。ポンプ場のことだって、あなた何年やる言うてきたか。何回も本会議の質問でも、同僚議員を含めてもう10人以上、ポンプ場のことは要望を重ねてきておるが、具体的には全然、予算化もされにゃあ、いつからどうするということも示されておらんわけですから、それをまたここで、経営健全化方針の中で第一に上げて、同じようなことを繰り返し言われても、なかなかすっきり理解することはならんよね。

それから、2番目の代替用地として購入した土地を、もうその予定した事業は国にしても県にしても、事業そのものを認めてもらうことにもならないし、たとえ売却損が出たとしても早く処分をするんだとおっしゃるが、じゃ、どこを処分するんかいうことは一切言わないんですから、言葉としては何回も出ますよ。それを示してくださいということをお願いするんです。

この執行部と協議するんだとおっしゃるが、この文言は執行部と協議したんでしょう。だったら協議した結果を書かないと、読むほうは抽象論でわかりませんよ。きょうは予算特別委員会ですからね、市長も副市長も出席されておるんで、体の調子は悪いかもわからんが、その辺のことをすっきり説明してくださいよ。

○**西村委員長** 副市長。

○**太田副市長** 都市開発公社では長年理事をされておる山本委員からの御質問に、委員ですね今は理事じゃなく、僕も理事長じゃなしに副市長の立場で話させていただきます。

何もかも御存じの山本委員でございます。私は、理事会では一定の用地の案件は提出されて、ここにおられる理事の方は、その場所、平成31年度にどのように今から代替地について公募をかけていくかという協議はしたと聞いております。今、副市長として話しておりますので。

その中で、今からどう取り組んでいくかでございます。現実問題、事業用地、代替用地も、実はそのあたりでございます。また、さっきの新町雨水排水ポンプ場あたりの用地の話もたくさん出ております。平成30年度、一応、用地についての話がある程度固まりかけたという話があったんで、用地の買収について予算を組んでおりましたが、現在平成31年度に繰り越しておる状況だと思います。もし間違いがあれば、また訂正を担当部署からされると思います。しかしながら、用地の問題もまだ片づきませんので、この事業も現実問題としてはストップしております。

それと事業用地、ほかにも事業用地たくさんございます。それを今、市としてその事業用地をどうやって進めていくかというような事業予定と、財源的に余裕がございませんので、こういう状況です。これから少しでも、これを土地開発公社が、身を軽くするためには常々、市のほうからも毎年度は支援しておるつもりでございます。それは、山本委員もよく御存じでございます。土地開発公社の問題で、一番の問題になっているのが、一番御存じの簿価と実勢価格の差でございます。それを、一般会計で補填するのは、莫大に財源

が必要でございます。それだけの財力は今、大竹市の一般会計にはございません、というのが現状でございます。

この問題につきましては、理事会でもこの話が出たというのは聞いております。土地開発公社の理事、執行部、議会が三位一体となって、みんなでいろいろ考えて、この土地開発公社の問題について解決しようという話だと、私は考えております。今のは副市長としての意見です。

以上です。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 新町雨水排水ポンプ場用地の件で、今、副市長が答弁させていただいたんですけれども、若干年度が違っておりましたので、改めさせていただきます、私のほうから説明をさせていただきます。

平成29年度の12月の議会で、補正予算を認めていただき、地権者との権利関係の解消ができるという見込みが立ったということで計上させていただいたんですけれども、年度内に完全解決には至らないということで、平成30年度に対して繰り越しをさせていただいております。

現在、細かなことは申し上げられないんですけど、協議は継続しておる中で年度内、もうほぼ期間ないんですけども、解決に向けての協議は進めさせていただいておりますが、事実上もう日数もございませんので、執行は難しい可能性が高いという感触を得ておるところでございますが、解決の兆しは今現在、見えておりますので、平成31年度当初には、まだ確実な部分がないので今回上げておりませんが、新町雨水排水ポンプ場用地及び同ポンプ場に隣接する道路用地の費用として、そこら辺が解決しましたら、予算の確保に努めさせていただくということで現状、協議のほうを継続しておるということの御報告をさせていただきます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、今の新町雨水排水ポンプ場のことなんですけど、2,700万円先行取得すると言うて、12月の補正で出されましたよね。2,700万円じゃったかね。これは、その地権者との間で交渉が難しいという話になったと、こういうことであんな、全然新町3丁目の新町雨水排水ポンプ場の用地を確保するとか、同ポンプ場建設に向けて関係機関との話が前向きよるんや言うても、話が違いやせん。だから、私が言うてるのは、ここに言うようなことを予算特別委員会において審議をするからには、市長と土地開発公社との間で協議の上でこういう文言出たんでしょいうて言うたら、そうですとおっしゃるから、土地開発公社だけがどうこうするいうんじゃなしに、市長もその方向で一步踏み込んで、取り組みをしようということになったんでしょ。だとすれば、同ポンプ場の用地が狭ければ、用地をいつまでに取得して、いつから事業にかかれるという、手順を踏んだ説明を言うてもらわないと、聞くほうはわからんじゃないですか、同じようなことの繰り返しで。それを言うてるんですよ。

それから、代替用地で処分をする土地があるんだと、それをしたいんだとおっしゃるんなら、どこの代替用地を、もうこれは事業もできないし処分するんだというんなら、その

ことを、どこにどれだけの面積の処分する用地があると出してくださいよ。それがあなた、審議に付する際の、執行部側の議会に対する親切じゃないですか。言葉だけじゃわからないですよ。この言葉だけなら、繰り返し何回も聞いてきたんだから、健全化のためにこうします、ああしますというて。しかし形が見えない、姿が見えないから、この予算特別委員会でもう少し目に見える形になる議論をして、我々が願う事業へのセッティングをどうするかということを考えてもらいたいし、我々の立場からの要望を重ねたいわけですよ。

だから、市長の立場とか理事長の立場じゃないようなことは、どうでもええんや。人間は1人だから、市長とも協議したんなら、それをそのまま出せばいいじゃないですか。何で出さんの。出したら都合悪いんですか。それで協議しとらん。しとるといふのなら、別に都合悪いことはないでしょう。出さないよ。

委員長、私の言うこと間違ってるん。要求してくださいよ。

○西村委員長 答弁をいただけますか。

市長。

○入山市長 協議した上で、もう事実として委員御承知のように、実勢価格と簿価との違いが全ての原因であることも御承知のとおりで、その土地を購入された時代から、ずっと理事の経験をされて全てがわかっている方は、委員しかいらっしやらないわけでございます。

どういう事業用地で、どういう代替地で、何であの値段で買うたかということ、いわゆる資産デフレがこれほど急速に進むということは、誰も想定し得なかった中で、先輩方が決めたこと、それを順次、時間がかかりながらも少しずつでも、一般会計トータルで財政破綻が起らないように苦労しながら、担当部署で一生懸命、解決に向けて動いておるといふことの努力も承知の上で、おっしゃられてるということにつきまして、大変返答の難しいところでございます。

新町に雨水排水ポンプ場をつくりたいということ、このことはずっと言い続けていること、そして20年、30年かかろうとも、一步一步進めていく、そのことによって解決をしたいということも言い続けておることでございます。担当部署ではもちろん、地権者がいる中での難しい交渉をしているということ、そのことも、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

ぜひ、その辺のところを力を出せたら、委員のほうでもお力添えを、ぜひお願いをします。

○西村委員長 それではお諮りいたします。

本日はこの程度として、14日木曜日に議事を継続したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

14日木曜日、午前10時から、引き続き土木費の質疑を行います。

本日はこれにて延会いたします。

17時14分 延会